

平成29年第1回京丹波町議会定例会（第2号）

平成29年 3月 3日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 美智代 君 |
| 2 番 | 東 まさ子 君 |
| 3 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 4 番 | 篠 塚 信太郎 君 |
| 5 番 | 山 田 均 君 |
| 6 番 | 山 内 武 夫 君 |
| 7 番 | 山 下 靖 夫 君 |
| 8 番 | 原 田 寿賀美 君 |
| 9 番 | 山 崎 裕 二 君 |
| 10 番 | 村 山 良 夫 君 |
| 11 番 | 岩 田 恵 一 君 |
| 12 番 | 北 尾 潤 君 |
| 13 番 | 梅 原 好 範 君 |
| 14 番 | 鈴 木 利 明 君 |
| 15 番 | 松 村 篤 郎 君 |
| 16 番 | 野 口 久 之 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	山 田 洋 之 君
総 務 課 長	中 尾 達 也 君
監 理 課 長	木 南 哲 也 君
企画政策課長	久 木 寿 一 君
税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保健福祉課長	大 西 義 弘 君
子育て支援課長	津 田 知 美 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
農林振興課長	栗 林 英 治 君
商工観光課長	山 森 英 二 君
土木建築課長	山 内 和 浩 君
水 道 課 長	十 倉 隆 英 君
会 計 管 理 者	下伊豆 かおり 君
瑞穂支所長	山 内 善 博 君
和知支所長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	川 寫 勇 人 君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂 本 光 浩
書 記	西 野 菜保子
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・東まさ子君、3番議員・森田幸子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

2月27日に全員協議会を開催し、新庁舎建設基本計画についての説明をお受けいたしました。また、同日、議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可いたします。

最初に、山内武夫君の発言を許可します。

山内君。

○6番（山内武夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから私の一般質問を行いたいと思います。

まず、初めに、早いもので、私たちの任期も実質的には残すところあと半年というような時期を迎えることになりました。

寺尾町長には、初当選以来、住民目線の立場から住民を第一に考えた町政の推進を訴え、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを政治信条に、今日まで公約実現に努力をされてきたところであります。

いよいよ任期満了を前にいたしまして、平成２９年度当初予算は、寺尾町政の総仕上げの予算であると同時に、今後１０年間で展望した第２次の京丹波町総合計画を実行に移すためのスタートの年でもあります。このときに当たり、今後、一層、町民の皆さんが夢と希望を持って、住んでよかったと思えるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

それでは、通告書に従いまして、次の３点につきまして、町長、教育長の見解をお尋ねをいたします。

まず、１点目は、雪害・除雪対策についてであります。

本年１月１４日から１６日にかけての大雪は、年配の人に聞かしても、今までにこのような雪は余り記憶にないというような記録的な大雪でございまして、道路の交通障害を初め、農家においては野菜等のビニールハウスが倒壊するなど、最悪の被害となり、身動きのとれない状況が続きました。また、町内の保育所や小中学校も臨時休校になるなど、町民生活に大きな影響をもたらしております。

このような中、地域の幹線道路においては、行政による迅速な対応と業者による夜を徹しての除雪作業によって、倒木等により幹線道路が一時通行止めといった事態が発生いたしましたが、幸いにも山間部の集落における所帯の孤立状態の発生を防ぐことができました。

今日まで不眠不休で対応に当たられました町当局を初め、土木建築業者の皆様にご改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、除雪対策を中心に町長にお尋ねをしておきたいと思います。

まず、１点目は、今日まで、今までにない記録的な大雪となりましたが、今回の積雪量と被害の状況、また、除雪の出動日数や除雪の経費についてお聞きをしておきたいと思います。

また、今回、除雪・雪害に対する相談窓口が設置をされておりますが、どのような相談があったのか、相談内容についてもお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。お答えしてまいりたいと思います。

積雪につきましては、１月１４日から１６日にかけては、多いところで５０センチから６０センチの積雪があったと把握しております。最大値になりますと仏主地区で１月２４日の午後８時に６２センチ、質志地区で１月２４日の午後１０時に６７センチとなっております。

除雪につきましては、１月１４日から１月２５日までの間で、除雪作業を行った日数が１０日間、経費はおよそ１，６５０万円になります。

相談窓口の内容でございしますが、家の屋根の破損や農業施設の破損などに対する支援策、

あるいは除雪に関します要望が主なものでありました。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 2番目といたしまして、気象予報等でもいち早く大雪であるというような報道もされていたのですが、本町の降雪予測と除雪の基準はどのようになっているのか、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 降雪予測につきましては、福知山河川国道事務所から情報提供されます井尻地区とか下山地区、坂原地区、町内3カ所の32時間後までの気象情報、あるいは予想降雪量、路面情報にあわせまして、インターネットの気象情報により予測をしております。

除雪につきましては、除雪開始目安を積雪の深さおおむね10センチ以上になれば実施する計画としております。除雪開始の判断としましては、下山地区と西河内地区、上乙見地区、町内の3地区の観測員さん、及び京都府の質志観測所の降雪情報に基づきまして、午前4時を基本として委託業者へ通報しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 3点目といたしまして、今回の大雪では、多くの箇所で倒木が発生をいたしまして、国道、府道等でも一時通行止めといった状況で、除雪がなかなか進まなかったという状況にあります。大雪警報等が発令された場合、国や府・市町間での機密な連携が重要だと考えますが、どのような連携が働いたのか。また、今後、働こうとされているのか、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 毎年、京都府及び国土交通省の除雪会議というものがありまして、除雪計画を立てまして、それを把握しているということです。

過日の大雪時における通行規制状況につきましては、メールを利用し、その都度、規制情報や解除情報について情報共有を行ってきたところです。

また、住民からの倒木や降雪による通行障害情報については、その都度、状況写真等を添えて管理者へまず連絡を行い、早急な対応を依頼しているということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 府・町間の体制というようなことで、今お聞きをしたのですが、再度

お聞きしたいと思います。

本町における体制についてもお聞きをしておきたいと思うのですが、特に休日等における災害等の警報が発令された場合に、除雪依頼などの緊急事態の対応についてですが、どのような体制を本町としてはとっておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今回のように休日を挟みます積雪等の対応につきましては、除雪業者に対しましては、出動の要請は各支所、また、本町のほうから午前4時をめぐりに除雪の作業にかかっているように連絡をさせていただいておりますし、休日につきましても職員のほうが職場のほうへ来させていただきまして、対応のほうをさせていただいたというのが今回の状況です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 4点目に、今回の大雪では、大型車のスリップ事故だとか、倒木により長時間通行不能の事態が発生するなど、地域によっては除雪に大きな格差が生じたと見ております。

また、ある地域では、夕方から4時間ほど停電したということで、暗くて寒い中を、いつ電気がつくかわからない不安な夜を過ごされたと言われております。

このことから、地域全体での除雪の復旧作業の進み具合だとか、停電の状況等の情報を町民の皆さんにいち早く伝え共有をしていくと。そのことが町民に安心感を与えて相互理解を深めることにつながると考えます。

去年の「町長と語るつどい」でも意見が出されておりましたが、町民への情報の伝達手段といえますか、情報連絡網を確立することが町民との信頼関係の構築につながると考えますが、町の対応策をお伺いをいたします。

また、除雪時の業者との連携や緊急時の連絡等に対して、除雪の対策本部を設置すべきと考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大雪の予測が出された場合には、大雪に警戒するように告知放送により注意喚起を行わせていただいております。

除雪作業の状況につきましては、降雪の状況もありますし、個々に業者が作業をしておりますので、逐一お知らせすることはできない状況にあります。

停電ですが、関西電力のホームページから停電情報を見ることができますので、お知らせ

版で周知しているわけですが、町としても十分情報を得ることができない状況で、対応に苦慮している事実がございます。

関西電力には、停電時の被害を最小限に抑えるよう取り組みを進めることや町との情報連携を強化することについて申し入れを行っております。

今後も、抜本的な改善対策について強く要請を行ってまいりたいと考えております。

除雪対策本部ですが、本部設置には今回至りませんでしたけれど、関係課が連携して情報収集して対応してまいったということでもあります。

ご承知のとおり、これだけ文明文化が発達している世の中で、本当に長時間の停電があって、私も怒り心頭に達しているんですけど、何せ関西電力からの、事業者からの情報提供が余りにも少ないと。知り合い同士での話し合いですが、実際、関西電力も原因の把握ができていないというような話をしてくれるんですね。ですから、抗議をしたいんですけど、抗議をしても仕方がないというか、そんな状況が実情です。間もなく関西電力から、先ほど申しました要請に対して、説明にきちっと来るということになっておりますので、改善したいと、そんな一心であることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま町民との情報の共有というようなことでお聞きしたのですが、再度お聞きをしておきたいと思います。

町民の方からは、今回の除雪についてはなかなか除雪車が入ってもらえなかったというようなことでしびれを切らして業者の方に連絡をしますと、府道等で倒木があったと、そういうようなことで車が通れない状況であるのでしばらく待つてほしいというような返事だったそうでした。そういうことで原因が一応わかったということで、理解をしていただいたということなんですが。町民の人にしてみたら、やはりそういう原因が何も知らされておらず、何でもっと早く除雪に来てくれないんだというような、そういう行政への不信感だけがつのっておるというような状況だったというふうに考えます。このようなことから、やっぱり今も除雪対策本部は設置していないということでしたけれども、やはりそういう除雪対策の本部を設置して町が現場の状況というのを一元的に管理をしていくと、把握すると。そしてその時点でいち早く沿線の区長さんなり業者に連絡を入れていただくというようなことが、町長が常々言っておられます町民の安心・安全につながるものだというふうに考えます。

そういう体制をやはり今後早急に検討すべきというふうに思いますが、具体的な対応策について再度答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほども答弁させてもらったとおり、本部設置こそしてませんけれども、関係課が休日も出勤して対応に当たっていたことは事実なんです。

ただ、今、山内委員さんがおっしゃったように、これからは一層、対策本部とも災害に対しても立ち上げて、しっかり住民目線の、あるいは町民目線の対応をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 5点目といたしまして、今回の大雪から言えることは、災害時に素早い対応をするためには、やはり自前のそういう建設機械を持つ地元の建設業者の存在というのが大変貴重だというような教訓が得られたのではないかなというふうに考えております。

ところが、瑞穂地域の中でも、一番の積雪の地帯であります三ノ宮地域を例にとりますと、三ノ宮地域、8集落のうち7集落を一つの業者が除雪に当たっていただいております。その業者に聞きますと、夜中に出動要請があつて睡眠時間が2時間ほどなんだということで、腰も痛いしふらふらの状態だということで実情を訴えておりました。

また、大雪で、今回の場合路肩がどこまでかわからないということで、はまってしまって引き上げていただいたんだというような、そういうような危険な実態というのも報告がされておりました。

合併後12年が経過する中で、合併のメリットだとかデメリットがそれぞれあるわけなんです、一番サービスが低下したのは何かと言いますと、これが除雪問題であるというふうに思います。

合併前は、町道の隅々まで通勤だとか通学前には除雪をしていただいておりますが、今日では昼前になることもあると。場合によっては夕方にならないと除雪をしてもらえないというような状況であります。近年、地元のそういう業者が減少しておるということも原因かと思いますが、最低、朝の通勤だとか通学の前には除雪ができるように、委託業者の見直しだとか、また、除雪区域の見直し等をすべきだというふうに考えますが、見解をお聞きをしておきます。

あわせて、地元の建設業者が災害時に十分な力が発揮できるように、除雪時の事故だとか健康面からもしっかりと業者への支援とか対応策を講じるべきだというふうに考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の大雪では、昼夜を問わず長時間の除雪作業を行っていただきました。

委託業者には大きな負担をかけていることは承知しております。

今現在、除雪時の事故につきましては、委託契約の中で除雪車両の自動車保険等により対応いただくこととなっておりますが、さらに事故防止や健康面に配慮をし、無理のない除雪計画を検討してまいりたいと考えております。

また、除雪業者ですが、町内業者の機械保有状況、あるいは今後除雪に協力をいただける業者等の把握をしまして見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 再度質問をしたいというふうに思いますが、これはまた個別の話になるんですが、桧山地区の、桧山の商店街ですね、ご案内のとおり家が大変建ち込んでおるといふようなことから、雪かきをしてもその雪を捨てる場所もなかったというようなことで、川のほうへ、川へ捨てようとしてもそれも行けないというようなことで、家の軒先だとか役場の支所前にも交差点の所に雪が山積みといったそういうような状況でありました。

町の中心部ということで車両の通行もあって、また、通学路でもあるというようなことで大変危険な状況でもありましたけれども、除雪した雪の廃棄の方法等、今回のような大雪の場合の対応を前もって検討しておくべきではないかというふうに考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 桧山に在住をしておりますので、状況は100%把握しております。本当にいろんな雪についての思いというか体験を持ってるんですが、雪を捨てる場所っていうのは本当に大事ですね。今回そのことができてないもので、本当に角々にいつまでも雪が残っていたと。普通だったら曲がれるところがなかなか曲がれないというようなことを体験して、我が京丹波町でも雪に対していま一度しっかりと心構えというかそういうものが大事だなというふうに思いました。

できることを予測を改めまして、いつでも対応できるようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ぜひともそういう対応を早急に検討していただきますようによろしくをお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして2番目に、人事評価制度につきましてお尋ねしておきたいというふうに思います。

本町では、平成22年から原則として係長、主任級以上を対象に人事評価を試行的に実施をされてまいりましたが、今回、地方自治法の改正によりまして昨年10月から全職員を対象に人事評価が実施をされてきたところであります。

人事評価制度は、住民が主役であるという意識のもとに住民目線で質の高いサービスに心がけ、常に改善・改革に取り組み、効率的に職務を遂行するための職員の人材育成と能力の向上を図ることを目的に制度化をされたものであります。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

1点目には、平成22年度から今日までの7年間、試行的に人事評価を実施をされておりますが、今日までの取り組みの状況等成果をお尋ねいたします。

また、昨年10月から正式に全職員を対象に人事評価を実施をされておりますが、改めて本町の考える人事評価制度導入のねらいは何なのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 係長級以上を対象に人事評価を試行的に実施しまして約7年間が経過しました。この間、上司と部下とのコミュニケーションの機会を創出し、仕事の悩みや問題の共有化を図ることができまして、制度自体の趣旨についても職員に浸透してきたと思っております。

人事評価制度は、制度自体の「適切な運用」をすることにより、「個々の能力の向上や改善」につなげまして、限りのある人材の能力を最大限に生かすことにより、住民サービスの向上、あるいは職務効率を上げることを目的としております。

ちょっと町長として町民の皆さんへの、先ほど申しましたとおりサービスの向上が第1番にあるべきだという認識ではおるんですが、この職務効率を上げるとかいう表現は、私は隠しテーマの中にやっぱり最後は職員の待遇改善にもつながるということを職員の皆さんによく理解してもらうことが、この人事評価をしている究極の目的だというふうに思っております。「お客さん」と私らは言うんですが、いわゆる納税者・町民・住民の皆さんへのサービスがしっかりと向上した結果、職員の待遇改善にもつながると強く信じてこのことを実施していることを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 2点目といたしまして、評価を行うに当たりましては、能力評価と業

績評価のそれぞれの基準に沿って一次評価と二次評価の２段階に分けて評価をし、それを５段階の点数でもって評価するということになっておりますが、その評価方法等、進め方はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

また、人の評価は主観が入ってはならず、大変難しい作業というふうに考えますが、事業の実施に当たっては評価者研修だとか、評価される被評価者研修も実施をされておるといふふうに考えますが、その内容とスケジュールはどのようなになっているのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 評価の内容は、上位からＳ、そしてＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５段階で、Ｂを標準的としております。

被評価者がまず、評価シートの評価項目ごとに自己評価を行いまして、次に被評価者から提出されました評価シートを一次評価者が評価の上、面談を行います。さらに一次評価者から提出されました評価シートを二次評価者が最終評価をすることとしております。

なお、研修は、これまでから評価者及び被評価者を含めて継続的に実施してきましたが、今後も人事評価制度の充実に向けまして実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○６番（山内武夫君） ただいまの答弁で、評価するに当たって本人への個別面談もされておることなののですが、最終評価が終了した時点での本人への通知はどうするのか。また、苦情申し立てのような制度もあるというふうに考えますが、その活用がどうされておることかということと、評価結果が人によっては思わしくなかったという職員もあるというふうに思いますけれども、そういう当該職員への対応を、それはどのようにするのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、評価実施後の評価者・被評価者への開示等でございますけれども、先ほど町長が答弁しましたように、最初、二次評価者が評価をしましたものにつきましては、被評価者及び一次評価者に対しましてその評価されましたシートにつきましては写しを交付をする、開示をするという状況となっております。

それから、その開示の内容等につきまして不服等があった場合ということでございますけれども、一定はそういうものにつきましても受け付ける状況にはございますけれども、今まで試行的に実施してきた部分につきましてもそういった対応につきましては行っていない

という状況でございます。

それから、最終的には写しの交付ということになっておりますので、その後に全体の把握を行いまして、それを今後の人事の参考ということで保有をさせていただく状況となっております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 3点目に、本年度から本格的に点数制でもって個人評価をしておるところなんですが、評価する人に一番求められるのが公平性であり客観性、また、透明性であり納得性であるというふうに考えます。

そこで、評価検討をどういう形でこの人事だとか管理面に反映をさせようとしているのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 職員の配置には適材適所で当たっております。

人事管理のもちろん参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 再度お聞きしたいというふうに思うんですが、人事評価制度の最終目標は、能力だとか実績に応じた人員配置、さらに上位の職への昇任の際の判断材料にすることだとか昇給だとか昇格へのそういうようなものに反映させるための人事管理面への活用が目的というふうに考えておるんですが、今、町長の答弁では、今、現時点ではすぐに昇給とか昇格ということに本制度を活用しないというような、そういうような答弁であったかというふうに考えるんですけれども、そういう最終目標に向けてのこの本制度の取り組みを、そういうふうに適応すべきではないかというふうに考えるんですけれども、そういう点についてはどのようにお考えなのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人事評価の目的を達成するためには、公平性を高めまして人事評価制度を健全に機能させる必要があると考えております。

本年度は初めて全職員を対象に実施しておりますので、実施結果を分析するとともに、評価者研修により精度を高め、公平性の確保に努めてまいりたいという、そういう段階でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君）　いろいろとお聞きしたんですが、反面、「制度導入により能力と業績に評価点数がつけられるということで、職員間での格差が拡大をして仕事に対する意識だとか人とのつながりがマイナス方向に行くのでは。」というような、そういう危惧する声も聞かれるところでもあります。

仕事と生活の調和がとれる、そういう働き方改革を推し進めるためにも、公平で慎重な人事評価が求められるというふうに考えますが、本制度についての町長の見解を再度お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　人事評価を見させてもらって、公平に評価できているなというふうに思っております。

いろんなことで「配置」という言葉がありましたが、「職員の配置」、これは適材適所でやっております。年齢も参考にしますし経歴も参考にするとか、個人の資質等も参考にさせてもらって、最終、やっぱりそれぞれの職員が納得してくれる、そういう人事にも配慮しないといけないなというふうに思っております。

もちろん、町民の皆さんからのご意見も常日ごろ耳に入ってきますので、そのことも参考にさせてもらっているということで、公平に人事が実施できているというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　山内君。

○6番（山内武夫君）　続きまして3点目に、施政方針について町長並びに教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

町長は2期目再選後の所信表明で、「合併後の町づくりの真価が問われる4年間であり、合併してよかったと思える町の実現に向け全力で取り組み、未来への責任を果たしていきたい。」と。その上で、「教育の振興」や「医療・介護・福祉の充実」、災害等の「安全の確保」、「農林業の振興」など、5項目にわたる重要施策を掲げて、これを着実に実行していきたいと述べられております。

そこで、本年11月の任期満了を前にして、公約全般を通して既に約束を果たしたもの、あるいは残る期間中に約束を果たそうとしている施策、これはどういうものがあるのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　確かに、平成25年第4回京丹波町議会定例会におきまして、「教育

の振興」、「医療・介護・保健・福祉の充実」、「安全の確保」、「産業の振興」、「農林業の振興」の5項目を重要施策と位置づけまして、その着実な実行をお誓いしたところであります。

この間、町民の皆さんのご理解あるいは協力を賜りまして、幼稚園、小中学校へのエアコン設置を初めとする教育環境の整備、住みなれた地域で誰もが安心して生活できる地域包括ケアシステムの充実、また、消防資機材の計画的な更新と移動系防災行政無線の整備、新たな町の玄関口である道の駅「京丹波 味夢の里」のオープン、地域熱供給施設の整備による木質バイオマスの活用などを通じまして、5つの重要施策の推進を図ってまいりました。

また、京都府のこれは一つの力ですが、府立林業大学校、あるいは須知高等学校、丹波自然運動公園との連携強化、あるいは住民避難訓練の実施、ロケ地、ロケの誘致、「京丹波・食の祭典」の開催など継続的な取り組みを通じまして、町民の皆さんが喜んでいただいたり誇っていただいたり、安心を実感し、合併してよかったと思える町の実現につながる事業にも積極的に取り組んでまいったところであります。

本年度は、安全のまず「確保」、そして「農林業の振興」、「教育の振興」について特に重点的に施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、木造住宅耐震改修事業に耐震シェルター設置事業を加えるなど、いつ何どき発生するとも限らない災害に備えまして、町民の皆さんのまず命を守る事業を進めます。

また、バイオマス産業都市として選定されました本町、木質バイオマスの本格的な活用を推進するとともに、京丹波町にふさわしいバイオマスの活用についてさらに調査を継続したいと思っております。

さらに、次世代を担う子どもたち、特に、生涯にわたる人間形成において最も重要な時期と言われる乳幼児に対しまして、質の高い保育・教育を提供したいと考えております。

これらの施策を通じまして、これまで取り組んでまいりました5つの重要施策がさらに完成に近づくように全力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 2点目といたしまして、少子化による人口減少が叫ばれておる昨今、子どもたちの元気な声が聞こえる、そういうまちづくりが町の元気印のバロメーターであるというふうに考えます。町長も常々、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援したいとして医療費だとか保育料の無償化、通学費の無料化など、子育て支援に積極的に取り組んでいただいております。

そこで、今年度の施政方針では、「京丹波町子ども・子育て支援事業計画に基づいて、切れ目のない子育て支援を実施をする。」とされておりますが、次の施策について見解をお聞きをしたいというふうに思います。

まず一つ目には、昨年6月に認定こども園の開設準備委員会が設立をされまして、29年度から子育て審議会で基本計画の策定を進めるとされておりますが、具体的な検討課題は何か、また、建設に向けてのスケジュールについてお尋ねをいたします。

これは教育長にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 認定こども園への移行に向けての検討課題であります。京丹波町のよさを生かし、就学前の保育・教育の実現を目指しまして、システムの異なります厚生労働省所管の保育所と文部科学省所管の幼稚園をどのように統合するかということが全体を貫く課題であります。

具体的には、保育・教育活動の一日の流れ、あるいはその中でも長期休業の有無、あるいは給食の有無など、それら具体的なことを一つずつ検討をしている段階であります。

また、今後のスケジュールでありますけど、平成29年度に子ども・子育て審議会に諮問をさせていただき、広く意見をいただきながら基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。そして翌年、平成30年度から測量や実施設計にかかり、平成34年4月の開園を目指して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 再度お聞きをしたいというふうに思うんですが、幼保一元化を進める上での検討課題として、今も教育長の答弁がありましたように、システム上の、システムの異なるそういう全体の課題と致しまして、就学前教育だとか保育課程の問題、また、職員の配置の問題だとかいろんな問題が原因の問題等もあるというふうに考えるんですが、協議事項として、保育所の位置だとか規模、また、施設の用途などのそういう協議、そういうことについてはいつの時点でされようとしているのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） この次年度に実施を考えております子ども・子育て審議会の中で、今後の子どもの出生数等、こうした状況も踏まえながら広く意見を求めて考えていきたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 建築のスケジュールや、また、建築年次について再度お聞きをしておきたいというふうに思いますが。当初、これ、非公式の話でもあったかというふうに思いますが、平成32年頃までには何とか建築をしたいというような話も聞いておったこともあるんですけども、ただ今の答弁では、大体平成34年頃が開園の見込みということでお聞きをいたしました。

平成27年の2月に子育て審議会からこの答申がありまして、現在、建設推進室で具体的な検討もされておるというふうに聞くわけなんです、子育て支援の充実というのがいわば寺尾町政の最重要課題というふうに位置づけられておりまして、ましてや現在の保育所なり幼稚園、大変老朽化をしてきておるということで、近年の異常気象のことでは、何かあった場合には子育てどころか子どもの命の保証もないというような、そういう施設の実態だということでは一番危険な施設ではないかというふうに考えます。

そういう点では、早急な改築が待たれるところなんです、財政的な問題やとか、いろいろな問題もあろうというふうに思いますが、それでもですね、平成32年度以降に改築という見解に変わりはないのかどうか、言いかえればですね、次の任期中にでもですね、改築をすべきというふうに改築を目指すべきやというふうに考えるのですけれども、教育長の答弁をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） いただきました子ども・子育て審議会の答申では、できるだけ早くということではございましたが、この間目指すべき認定こども園の内容、その他十分検討させていただいてですね、やはりしっかりしたものをつくり上げるということから、先ほど申し上げましたように、少し当初の予定よりは遅れますが、平成34年の4月の開園でありますから、33年度内に建設等全て完了するということでは、現在そういう見込みのもとで取り組みを進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 2点目に、これ町長にお聞きをしたいというふうに考えるんですが、子育て世代にとって安心して子どもを預けることができる環境づくりというのが、非常に重要であります。本町でもですね、平成27年に子ども・子育て支援事業計画を策定をいたしまして、平成31年度までに実施をする目標の事業量を示しております。

その計画の中身を見ておりますと、平成31年にですね、保育環境の整備の一環として病

児保育を整備するということがうたわれておりますけれども、具体的構想がどうなのか、その具体的構想についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子どもが病気になったとき、仕事を休んでも親がそばにいてあげることが、子どもに安心感を与え、良好な親子関係につながると考えております。

しかしながら、働きながら子育てをする保護者の方にとって、子どもの急病時の対応が負担になっていることも事実であります。そうしたことで、病児・病後児の支援に取り組む必要があるというふうに認識しております。

京丹波町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、平成31年度までの事業実施に向けて、病児・病後児保育の具体的な事業構想につきましてはですね、医療機関・関係機関と協議の上、内容を現在検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 再度お聞きしたいというふうに思いますが、町長も非公式ではあったかもしれませんが、病児保育の整備についても考えていきたいというような発言をされておったというふうに聞いておるんですが、子ども・子育て支援事業計画のアンケートを見ておりましたも、やはり「子育てしやすい町に必要なことは何ですか。」という問いには、やはり「病児のそういう小児の救急医療体制の充実。」というのを望む声が一番多くて、また、「仕事と子育ての両立で大変なことは何ですか。」という問いにはですね、「子どもが急病になったときが一番大変である。」というような回答が一番多いという、そういう調査結果も報告もされております。

このようにですね、子どもの病気の場合のニーズというのが、一番多いというような実態も出ておることからですね、今後、審議会の中においてですね、認定こども園構想の一環として病児保育についても検討すべきではないかというふうに考えますが、これまあ教育長に答弁していただいたらいいかもしれませんが、審議会の中で検討すべきというふうに考えるんですけれどもどうでしょうか、見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今お尋ねのように、教育委員会からの立場からですね、そういったことが十分できるようにですね、検討していきたいとこんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 3点目といたしまして、鳥獣害対策についてですね、お聞きをしておきます。

有害鳥獣対策を町の最重要課題と位置づけておりますが、被害はですね、ご案内のとおり増加の一途で、深刻な状況であります。そこで、今年度の被害防止のための具体的施策、どういうものが考えておられるのか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 被害防止柵の設置につきましては、国とか府の事業を活用しまして、被害防止柵の設置助成と有害鳥獣捕獲許可を切れ目なく行うことで、効果的な捕獲を実施してまいりたいと考えております。

また、農地中間管理機構を通じた農地集積が行われました妙楽寺地区や鎌谷下地区において、平成28年度の繰越事業として国の農地耕作条件改善事業を活用して、被害防止柵の設置を行うこととしておりまして、今後ほかの地域の参考となるような取り組みが実施されようとしております。

サル対策ですけど、広域に行動しますサルの群れに対しまして、これまでの成果を踏まえて各市町が連携し、広域的に取り組むを行います大丹波地域サル対策広域協議会が、平成29年3月1日に設立されました。今後、サル管理の効率化を図るために、新技術を用いた取り組みを行ってまいります。

合わせまして個体数や行動調査を行うとともに、サル捕獲おりを設置し、効果的な捕獲の実施と地域ぐるみの追い払い活動を支援してまいりたいと考えております。

また、狩猟者の確保や育成を図るために、狩猟免許の取得支援制度や効率的な捕獲を行うための町域を越えた広域捕獲の実施、あるいは鳥獣撃退器の実証など、より効果的な対策を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 再度お聞きしたいというふうに思いますが、年々被害のほうが拡大をしてきておりまして、駆除と防御の両面から施策を講じる必要があるのではないかなというふうに考えております。

現在、私とこの地元、妙楽寺区でも国の補助をいただいて、現在金網柵の設置について検討をしておるところなんですけど、現状ですね、金網柵設置については、町の設定補助率が6割ということになっておりまして、地元農家の負担が非常に大きいというふうに考えます。まあ町ですね、最重要課題というのであれば、補助率を引き上げるなどですね、農地を守

るために懸命に頑張っている農家への支援というのも、今こそ決断をすべきではないかというふうに考えますが、再度見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 有害鳥獣柵の設置につきましては、現在まあ有効な事業を活用しながら、実施をしておるところでございます。そうした中で、先ほど町長の答弁にもございましたように、国の農地中間管理機構を使います農地集積が行われた地域におきましては、国の有効な事業が活用ができることとなっております。そうした事業を活用しながら、できるだけ地元負担が少なくなるような取り組みを、今後も推進をしていきたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 2点目といたしまして、国の鳥獣被害防止のための特措法という法律があるのですが、その法律に基づいて本町でも鳥獣被害防止計画によって鳥獣被害対策の実施隊を設置をしております。要綱を見ておりますと、本町の場合は町職員がその実施隊に任命をされておることなんですが、現状と課題についてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実施隊、現在町職員11名で組織しまして、有害鳥獣に関する一連の対応を実施隊の活動と位置づけまして、有害捕獲事業や被害防止施設設置に関する現地確認、そして地域との打ち合わせなどを行いまして、地域や職員間で情報共有を行っております。

また、アライグマ等特定外来生物の捕獲や南丹地域被害防止対策チームの一員として、町内での被害防止施設の展示実証、あるいは管理講習会等を実施しております。現在、狩猟者の確保・育成が課題だと思っております。効果的な捕獲を実施するためには、鳥獣被害対策実施隊設置のメリット措置や、先進事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 再度質問したいというふうに思いますが、現在ですね、町の猟友会に委託をして駆除を実施をしておるんですが、猟友会以外に緊急時の被害防止に町長の指示で出動できるそういう特措法に基づく実施隊制度を設けることができるというふうになっております。

現在ですね、町の職員を実施隊員に任命をしておるということでしたが、それ以外にですね、もっと幅広く民間の実施隊員を任命をしてですね、機動的に駆除をすべきというふう

考えますが、見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 実施隊の設置でございますけれど、現在先ほど町長の答弁にもございましたように、実施隊の設置におけるメリット措置というものがございます。そうしたものを検討しながら、今後設置に向けた取り組みを考えておるところでございます。やはり、先ほどもありましたように、狩猟者の人数が減ってきておるといような状況にあります。そうした中で、今後狩猟者が減少していく中ではですね、民間の業者、それから人員等も考えながら、有効な捕獲を行っていくためには、そういったことも合わせて検討してまいりたいというように思ってます。

今現在のところですけど、猟友会のほうが精力的に活動を行っていただいております。人数の方も少しではありますけれども、若い狩猟者の方も年々増加をしてきておるといようなこともございます。現状を見ながらですね、今後しっかりと対応してまいりたいというように思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山内武夫君の一般質問を終わります。

次に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、平成29年第1回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

今回、5項目を起こしております。前半三つが教育長、そして後半二つが町長に主に答弁を求めています。

それではまず一つ目ですが、夏期休業期間中の学童保育について質問をします。

一つ目に、ここ数年、小学校夏期休業期間中の学童保育、地区、組別利用者数は何人程度で推移しているのか。また、夏期休業期間中と期間外を比べると、どのような傾向があるのか、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えいたします。

平成24年度からの推移でございますが、年間平均で丹波地区1組37人から42人、瑞穂地区2組、36人から41人、和知地区3組、19人から24人で推移をしております。

また、夏期期間中と期間外を比べた場合ですが、いわゆる８月と８月以外で平均値になりますが、丹波地区で５１％増の５６人、瑞穂地区で２３％増の４８人、和知地区で３５％増の３０人、そのようになっております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） それではですね、５１％が、２３％、３５％、そういったところが増えているという、結構過密な状態でもあるかと思うのですが、同期間中における学童保育の一日の流れはどうなっているのか、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 夏期休業中の、例えば丹波地区１組を例にとりますと、午前８時３０分の開始というふうになっておりますが、８時ごろから児童たちがやってまいります。午前中は学習時間と自由遊び、１１時半から昼食をとり、その後、丹波ひかり小学校に向け出発をして、午後１時からプール遊びとなっております。その後、学童保育のあります旧須知小学校へ戻り、おやつ、歯磨き、掃除となり、午後４時過ぎから自由遊びの時間となり、午後６時ごろに保護者のお迎えがあり帰宅することになります。

瑞穂地区、和知地区についてもおおむね同様の流れとなっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） まあ今、私もそういうふうに大体把握をしております。

保護者の方からですね、学童保育のことで要望を聞いております。主な点としては、大体以下の三つに集約できますので、今回の一般質問通告書に盛り込みました。

ちょっと言いますと、１点目は夏休み中の学童保育はお弁当持参ということです。３０度を超える猛暑の日々が続くため、おかずに大変神経を使うということです。持って行ったお弁当の保管場所を、あるお母さんがとても心配されておりました。クーラーがかかっている部屋で保管してもらっていると思うというふうには話されていましたが、おかずが傷むのが早い、夏場のことですからせめて保冷庫であるとか、冷蔵庫の中で保管してほしいという要望も聞きました。

二つ目としては、１点目とも関連して、せめて夏休み中だけでも学童保育所の場所を小学校に変更してもらえないかという要望です。小学校のプールを利用しており、午後の暑い盛りの学童保育所、小学校の往復徒歩移動を心配されてのことでした。

三つ目ですが、丹波地区は旧須知小学校を学童保育として利用していますが、耐震性や校

舎も老朽化しており、衛生面や往来の交通問題もあるので、将来的には移転してほしいとの意見でした。

そこで改めて三つの質問になります。三つ目ですが、猛暑が続く同期間中の学童保育環境をどのように評価しているか、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 三つ、各組とも今後整備をし、適切な環境整備に努めております。

児童はおかげで元気に過ごしておりますが、ご心配いただいております熱中症等の暑さ対策、あるいは今もありましたが移動中の交通安全、これらについては細心の注意を払って、事故防止等に努めているという状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ちょっとお弁当に特化しますと、同期間中に持参するお弁当の衛生面から、管理はどのようにされているかお答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 児童のお弁当については、陽の当たらないところで、エアコンの効いた涼しい部屋で保管するように努めております。

先ほどもありましたように、保護者の方でも、保冷材を入れていただくなど細かな配慮をし、昼食による事故防止に努めていると、そういう状況であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどちょっと言っていた中でも出ておりますが、同期間中の丹波地区1組、瑞穂地区2組の学童保育の場所を、夏休み期間中だけでもですね、小学校に変更すべきではないかと考えます。この点についての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今ご指摘がありましたように、夏期休業中だけでも学童保育の場所を小学校に移すというのも一つの方法であるというふうには思います。しかしながら、それぞれの小学校の中で必要な部屋の確保の課題、あるいは現在それぞれの学童で使っております設備あるいは備品をどうするかという問題もありますので、一定期間だけの変更には、検討すべき課題もここにはたくさんあると考えております。したがって慎重に検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 一応そういうような答弁をいただいたわけですが、今後のですね、学童保育の環境に関して、折に触れていろいろと答弁いただいておりますが、教育長の思いと
いか所見を、ありましたら聞かせてください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学童保育の三つの組がございまして、それぞれ異なった環境であります。特に議員ご指摘のように、丹波1組につきましては施設の問題、あるいは小学校との
行き来の問題等、検討すべき課題もたくさんあるとは認識しております。したがいまして、
今一定期間のという話もございましたが、それらを総合的に今後引き続き検討していきたい
など、そんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 3番目のですね、就学援助とも関係してちょっと質問しておきたいの
ですが、学童保育はですね、2月28日で来年の4月から利用される方も一応の締め切りを
しているかと思います。4月からの利用の場合ですね、第1回目の学童保育の負担金ですね、
これ所得とかいろいろな算定があつてですね、負担金の支払いが無料から2,000円、5,
000円、7,000円、1万円というふうになっているかと思うのですが、4月からの利
用の場合で2月28日に締め切りしてやった場合にですね、負担金の支払いが生じるのはい
つからですか、ちょっとわかっていたらお答えください。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 4月分からとなります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは二つ目入りますが、図書室の図書、蔵書充実についてです。

まず、各小中学校の図書室、蔵書数はそれぞれ何冊かお答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

小学校は、竹野小学校8,946冊、丹波ひかり小学校8,391冊、下山小学校6,1
65冊、瑞穂小学校6,921冊、和知小学校1万839冊となっており、中学校では蒲生
野中学校7,687冊、瑞穂中学校6,926冊、和知中学校6,161冊というふうにな
っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 旧文部省ですね、が24年前に策定した学校図書館図書標準において、学校図書館の蔵書数の基準は定まっているという状況になりますが、例えば同標準に照らすと、11クラスのひかり小学校で7,480冊、7クラスの蒲生野中学校で7,290冊というふうに導きます。

27年度末現在の、文科省学校図書館の現状に関する調査結果によると、この基準を達成しているのは公立小学校で66.4%、およそ3分の2ですね。中学校が55.3%、約半分強です。学校によって整備水準に差があるほか、情報が古かったり、誤ったりしている百科事典や、惑星とかもですね、太陽系の惑星とかもいろいろな扱いが変わったりしていますし、地図でもいろいろな地図が、国が名前が変わったりとかしている状況もあるかと思いますが、こういった状況であったり、百科事典や図鑑などがそのまま置かれているケースも散見していると、さらに文科省は主体的な学びを目指すアクティブラーニングの実現や、特別支援教育の充実、小学校での英語教育推進など学校現場の新たな課題に対応するため、図書館の充実が必要と判断してます。初めて統一的な指針を定めることとしております。

具体的には、各学校が資料選定の基準を定めた上で、点字図書や音声教材、デジタル教材など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた資料を導入するよう要請、主権者教育推進に関し公平な判断力を養うため、新聞の複数紙配備も促すと。古くなった資料の廃棄基準についても学校ごとに定め、適切な更新を求めるというふうにしております。

そこで、何点か質問します。まず、同標準、学校図書館図書標準ですね、と小中学校の実際の状況を比較すると、どのような状況にあるのか、改めての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 丹波ひかり小学校におきましては8,391冊で上回っておりますが、蒲生野中学校ですと7,687冊ということで若干下回っております。

各校ともクラス数によって、さっき申されました冊数がそれぞれの学校決まっておりますが、それぞれについておおむね上回っているものと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） まあひかり小学校だけ上回っていると特掲してまいりましたが、要するに蒲生野中学校だけ下回っているということですね。わかりました。

昨年12月30日金曜日の読売新聞、これによりますと、政府は来年度からスタートする、29年度からスタートする学校図書館図書整備等5カ年計画で公立学校の図書館に置く新聞を充実させるため、自治体に配分する地方交付税を5年間で計150億円に倍増させる方針

を固めたとあります。小学校には新聞を1紙、中学校には2紙、高校には4紙を置くように、各自治体に促しています。

計画では学校図書の充実のための財政措置も、計100億円増額し1,100億円とする考えです。去年7月の参院選から、選挙権年齢は18歳に引き下げられました。政府は児童・生徒が社会の課題を多角的に捉え、みずから判断する力を身につけるためには、年齢に応じて図書館に複数の新聞配置が必要と判断したと、新聞を教材にして授業を展開する運動などの取り組みを充実させたい考えだというふうにあります。

ちなみに、先ほど挙げた文科省の調査結果によりますと、学校図書館に新聞を配備している小学校の割合は、小学校で41.1%、中学校で37.7%ということでした。

それで、二つ目の質問ですが、各小中学校の図書室に新聞を配備できているか、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず小学校におきましては、全ての小学校で図書館に小学生新聞の配置をしております。

中学校であります、中学校の場合は一般紙ではございますが、それぞれの学校で自由に閲覧できる、そういう体制が整っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ひかり小学校のですね、読書支援に行ったときとか見ますと、職員室のすぐ近くに小学生新聞が置いてあってですね、朝見ている子もいれば、昼休み見ている子もいる、結構たくさん見てますよという話を聞いています。

先ほど触れましたが、来年度からスタートする学校図書館整備等5カ年計画において、公立学校に置く新聞を充実するため、地方交付税措置を倍増する方針を決定していると。こういった措置を活用するとか、そういったアンテナはもう張れていたのかどうか、ちょっと答弁を求めています。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 第5次の学校図書館図書整備等5カ年計画における京丹波町の地方交付税の額そのものはまだ示されておりませんが、この計画で小学校で1紙、中学校で2紙となっておりますので、この分については検討させていただきたいと思っています。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 関連してですが、三つ目です。もうちょっと大きくですが、学校図書

購入費として、地方交付税措置のある積算額は幾らと見積もっているのかお答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成28年度の普通交付税の算定基準に基づき、学校図書館図書に係る交付税措置額を計算しますと、約280万円ということになっております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それではですね、本年度の当初予算でも結構ですが、学校図書購入費の実際の額と、そして今言った地方交付税措置との積算額との差があるならば、その差はどれぐらいか答弁を求めています。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学校図書購入費の額につきましては、直近の実績であります平成27年度は262万9,000円となり、交付税措置額と比較しますと、約17万円ほど実際の購入額が下回るという状況であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 一般財源という使い方ですので、その差が出てくるのもほかの事業でもあるかと思いますが、せっかく積算してもらっているわけですので、それに近づける予算を組んでいただくように申し添えておきます。

4つ目、ちょっと町長にお伺いしますが、負担の世代間格差の僅少性などから考えて、図書室の学校図書だけでなく中央公民館であるとか、ああいった各種公民館の図書室もそうなのですが、図書室の蔵書充実費こそ過疎地域自立促進特別事業、過疎債のソフト分に財源振り替えしていくべきではないかと考えます。この点についての見解を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点での過疎債ソフト分の活用事業につきましては、地域産業の振興あるいは少子高齢化対策、集落の維持活性化といった過疎地域特有の事態に基づく政策的な事業を優先的に実施しております。学校図書の購入についても、制度上活用は可能と考えられますが、優先的に過疎債ソフト分を充当する必要があるとまでは考えていないということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 確かにですね、過疎債のソフト分、今回の当初予算案でも1億円の計上があります。先ほど言われたように産業の振興であるとか、子育てのことであるとか、そういったところに重点的に配置されているというふうに認識しています。

例えばそこですね、すこやか子育て祝金に700万円、ほとんど過疎債のソフト分を充当して、1子目には5万円、2子目には10万円、3子目には20万円というふうにお祝いを配りしているわけですが、これに関して私一つ思うことがあるのでちょっと言いますと、例えば京丹波町で生まれた子どもに対しては、そういうような5万円、10万円、20万円という過疎債を使ってですね、お祝いを配ると。過疎債を使っている以上は、3割は町の一般財源で負担していく額が毎年積み上がっていきますので、その分を考えるとお祝いを配ったとしても、結局は借金でですねお祝いをしているというようなかたちになるかと思います。もちろん有利な起債ですので、それはそれとして政策的な判断もあるかと思うのですが、例えばその子たちがですね、じゃあ2歳のとき、3歳のとき、小学校になる前に京丹波町から引っ越してしまった、あるいはですね、逆のパターンも考えられるかと思うのですが、京丹波町外で生まれた子がですね、京丹波町に小学校転入前とか幼稚園入るとか合わせてですね、京丹波町に引っ越してこられたとか、そういった場合にですね、出ていかれた方は、もう出て行ってしまった以上、過疎債のソフト分の借金の負担を、後年度負担する対象にはならない。で、一方では入ってきた方は、もらっていないにもかかわらず、過疎債のソフト分を負担する町民になると、そういった世代間格差があるというふうに私は思います。そういったところがですね、よりカバーしやすい事業というものがあるかと思います。一つ言ったのが、図書購入の充実費であるならば、町民である以上は使われる、均等に可能性があるわけですので、そういったところでそういった事業に割り振る、振り替えていくべきではないかということもですね、私は思っております。これに関しては、意見として聞いてもらっとけば結構です。

三つ目ですが、就学援助新入学児童生徒学用品についてです。

まず一つ目にですね、町の就学援助における新入学児童生徒学用品の現行年額上限はそれぞれ幾らか、ちょっとわかっているんですが、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

小学生で2万470円、中学生で2万3,550円というふうになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） まあその額で、新入学ですね、児童生徒学用品の額ですね、これは国の定める単価を参考にして支給額を決めているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川嶋勇人君） 国の基準ということで、要保護児童生徒学用品単価を参考としております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それではですね、就学援助はどのような状態にある方を対象として、うち新入学児童生徒学用品費は、なぜどのような目的で支給されているのか、教育長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 就学援助の対象者の条件としては、京丹波町立学校または京都府立中学校に在籍する児童生徒の保護者であること。児童生徒かまたは保護者が本町に住居を有すること。その保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する保護者、またはそれに準ずる程度にあると教育委員会が認めた保護者という、そういう要件になっています。

支給の目的は、義務教育を受ける児童生徒が新入学をするに当たり、必要最低限度の準備ができるよう、保護者に経済的な支援を行うということであると考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、京丹波町立の小中学校に通うということでは言っていただきましたが、場合によってはですね、該当するかと思うんですが、日吉平の京丹波町の日吉平の団地に住まわれている、もう3件か4件ぐらいしか家がなくて、日吉平はもうほとんど胡麻なんです、旧日吉町なんです、あそこに住んでいる京丹波町の子も恐らく胡麻郷小学校に行っていると思いますので、そういったところも踏まえると、もうちょっと要件があるのかなと、それは思います。まあそれは補足です。

三つ目ですが、新入学児童生徒学用品費はですね、具体的にどのようなものを購入するための費用として支給されているのか、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 具体的に挙げますと、文房具、辞書、制服、通学かばん、あるいは通学用自転車など入学前に学校生活に必要なものを購入するための費用と、このように考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今答弁いただいたようなことを蒸し返すようになるのですが、もう一回ちょっと改めて質問します。今具体的に挙げてもらったような新入学の児童・生徒さんの

学用品をそろえ終わるような時期というのは、おおむねいつごろと認識しているのか、そして入学後にそろえて間に合うような学用品費は含まれているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） まず、そろえ終わりの時期といたしましては、3月中というふうに思っておりますし、また新入学児童生徒の学用品のほとんどは、入学前にそろえ終わり、ほとんどそういった入学後というのは余り含まれてないというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 私も、この2月にですね、息子のひかり小学校の入学説明会に行ってきたのですが、もう入学説明会終わった後にですね、業者さんが待機されていてですね、もう事前に一覧でもらったもののうち、今日販売の分はここです。上のお子さんがいらっしゃって必要ない方は結構なんですけど、要る方は今日買ってくださいというようなかたちでですね、もう流れ作業的な感じでですね、そちらのほうに向かうというような状況でした。実際そういった一覧の紙にもですね、入学前にそろえてもらいたい、そろえてもらう学用品リストというかたちでですね、上がってきてます。ちょっと記憶が曖昧なんですけど、昨年娘が入学したときもですね、そのようなかたちで対応したかというふうに思っています。

4つ目ですが、小学校あるいは中学校入学前にですね、学校生活に必要な学用品を購入していった場合、どのぐらいの合計額になるか把握できていると思いますが、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 国の調査ではございますが、平成26年度子どもの学習調査の結果によりますと、小学校1年生で5万3,697円、中学1年生で5万8,603円というふうになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 小学校のほうは大体そんなぐらいなんかなというふうに私も奥さんにお金出してくれ言われて認識しているんですけど、去年の中学校のほうは、夏服も合わせてだったと思いますが、10万円ぐらいかかりました。そして、それにプラス中学校を自転車で通学している子は、3年間ないし6年間使えるような丈夫な自転車を買おうと思ったら、やっぱり四、五万円は要るんじゃないかなというふうに思っています。かなりの額になるかなというふうには思っています。

で、それに合わせてですね、5つ目ですが、平成29年度の予算概算要求ですね、国のほうですが、これで文部科学省はですね、要保護世帯への新入学児童生徒学用品の単価引き上

げを盛り込みました。かかる意図をどのように評価しているか、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成28年度における要保護児童生徒学用品単価では、新入学児童生徒学用品費等が、小学生で2万470円、中学生で2万3,550円となっており、先ほどの国の調査、子ども学用品調査との結果との乖離も大きいことから、引き上げが盛り込まれたものではないかと、そんなふうに推測しています。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） この概算要求見ますとですね、文科省の要求目的としてはですね、最近のトレンドも含まれているのですが、一億総活躍社会の実現に向けて新入学児童生徒学用品費等の単価の引き上げを行い、就学援助の着実な取り組みを支援するというふうに記載があります。今までですね、行政報告とかいろいろな表明を通じてですね、議会での所信表明などを通じてですね、国ではアベノミクスや推進による経済効果があらわれているとされておりますが、本町においてその効果が実感できるところまでは至っていない状況にありますといったような趣旨のですね、旨の趣旨の主張を何度か耳にしましたが、こういったですね、一億総活躍社会の実現に向けた措置をですね、予算に反映していくことが本町においてもその効果を実感する端緒になるのではないかなというふうに思っております。

さらにですね、子どもの貧困対策の推進に関する法律、これも新しくできた法律ですが、この関連で就学援助についてどのように認識しているか、捉えているか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 子どもの貧困対策の推進に関する法律において、地方公共団体は基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに定められております。そういう趣旨にのっとり国と協力しながら、本町の実情に応じた施策を策定し、実施していくことが定められていると、求められているとそんなふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） まあそういったところを踏まえて、三つ目で、これは提案になるわけですが、準要保護世帯を含めて新入学児童生徒学用品費の現行年額上限を引き上げるべきではないかと提案いたします。これについての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 国において定められております要保護児童生徒学用品費単価を元に、

本町においても見直しを図ってきたところであり、国の基準に合わせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 例えばですね、佐賀県の武雄市ですが、これが当初予算案がちょっとインターネットで見られる情報があったのですが、既に来年度、29年度予算からですね、就学援助費の拡充をいたします。増額分として267万6,000円を見込んでですね、新入学用品費を要保護児童世帯の就学援助基準額に合わせて倍額にしますと、うちの基準と同じでしたが、それを4万600円であったり、4万7,400円というふうにしますといったところを、既に当初予算案で打ち出しています。

さらにですね、中学校を卒業した後にですね、高校に入学するための準備金も支給するというようなことも盛り込んでいます。こういったところからですね、2月4日土曜日、1カ月ほど前の朝日新聞ですが、「入学準備金は入学前に家庭負担を考慮し、前倒し支給がどうか」というふうにあります。少しちょっとひもといてみます。

文部科学省の平成26年の調査によると、学校教育のために家庭が支出する金額は、小中学校ともに1年生が最も多い。これはもう明らかだと思います。中1では、制服だけで平均4万6,000円、体操服や上履き、通学かばんなども含めると入学前に10万円以上かかる場合もある、これは私も実感として受け止めています。

入学準備金は、先ほど言った入学準備金、これ新聞では碎いて書いていますが、新入学児童生徒学用品費等のことですが、その一部に充てるお金として市区町村が定額を支給していると、経済的に苦しい家庭の小中学生約150万人が受けている就学援助の一環で、大体も小中学生の6分の1ぐらいが受けているのじゃないかなというふうに思います。支給される入学準備金について、支給時期を前倒しする自治体が増えています。朝日新聞のまとめでは、少なくとも全国で約80市区町村が入学後から、制服購入などで出費がかさむ入学前に変更したと、子どもの貧困化が問題化するなら、前倒しはさらに広がりそうだというふうにあります。

それで、7つ目の質問ですが、新入学児童生徒学用品費をより早い段階で支給すべきではないか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

学校教育法第19条の規定に基づき、町において就学援助に関する規則、その取扱規程を

定めております。認定に当たり基礎となる町府民税が決定される時期との関係もございまして、最初の支給月を7月としております。今ご提案のありましたような支給時期を早めるということは、趣旨としては望ましいことであるというふうには思いますが、どれぐらい早目られることが可能であるのか、また、どのような手順で進められるかなど、さまざまなクリアする条件がたくさんありますので、そんなことを考える必要があると考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどですね、ふれていただきましたが、答弁にもいただきましたが、子どもの貧困対策の推進に関する法律では、その第4条で地方公共団体は基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し国と協力しつつ、当該地域の実情、状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると定めています。

法の求める地方公共団体の責務に鑑みて、子どもの貧困対策という視点で、より早い段階での支給を目指し、支給事務手続きの再点検など行ってきたのか、行っていないのあれば行う考えはないのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 以前にも同様のご趣旨の質問がございまして、検討は行ったところであります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 朝日新聞は先ほどですね、3月から支給を前倒しするある自治体の教育委員会担当者が、対策法は意識しているが、予算措置を伴う新たな貧困対策はなかなかできない。しかし前倒しは事務手続きが見直しで可能なため、決めたというふうに話しているということです。

まあある自治体では、前倒しは事務手続きの見直しで可能なため決めたということがですね、町においてまだ悲しいかなできないとしたら、その要因は一体全体どこにあるのか、そこをちょっと認識していただきたいなと思います。

例えばですね、先ほどもちょっとありましたが、情報・技術の進展などがあってもですね、なぜこれだけ遅れているのか、雪害対策のことでしたが、町長は先ほどですね、怒り心頭に欲しているというような表現を、答弁をしておられましたが、その点について私もですね、怒り心頭に欲しているというふうに同意しております。

例えばですね、兵庫県明石市ではですね、社会福祉協議会に運営委託し、年3回の、これは児童扶養手当なんです、毎月支給するとするモデル事業ですね、無利子の貸付金として、ひと月相当分を支給し、まとめ支給に合わせて返金する方式を実施すると、こういった事業

方式でやっていこうというようなモデル事業を行うというふうにしています。こういった事業方式ですね、を調査研究分析してですね、町の就学援助全般にわたって応用実施していく考えはないか、答弁を求めています。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 就学援助費を担保として、無利子の貸し付けを研究し実施してはどうかというようなご質問かと思いますが、収入状況によりまして就学援助が認定されなかった場合や、また京丹波町の小中学校等への入学する予定であったがそうならなかった場合などもあるかと思いますが。また、今後社会福祉協議会とも協議することも含めまして、貧困連鎖が起こらないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどですね、4月から学童保育を利用した場合、いつから支払いが、負担金の支払いが発生しますかということを知りましたが、伏線としてですね、4月末には支払いが生じると、2月28日締め切りで、1カ月で処理ができて、無料なのか、2,000円なのか、5,000円なのか、7,000円なのか、1万円なのかという大体の判定はできているそれで請求ができるわけですね。だからですね、これも同じ論理でいけばですね、できないことはないというふうに私は思いますので、その辺も踏まえてですね、なぜできないのかじゃなくて、できない理由ではなくて、できる理由をさがしていただきたいと思っています。

4つ目ですが、地域おこし協力隊員について、質問します。

昨年12月20日火曜日及び、2月16日木曜日までを期限とした第3期地域おこし協力隊員、合わせたら計3人になるかと思いますが、応募状況はどうであったか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年12月1日から12月20日まで、林業・林産業にかかる活動に1人、改めて本年1月23日から2月16日まで、その1人に加え、木育そして地域資源活用にかかる活動に1人を募集していたのですが、いずれも応募がありませんでした。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、応募がなかったということですが、本年度の応募状況はじゃあどのように分析しているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 最近の傾向といたしまして、北海道ですとか長野県、島根県を初めとしまして、全国的に地域おこし協力隊の制度を活用する自治体が急増しているわけでございます。その中での本町の応募ということになりまして、その結果、まあ厳しい結果、まあ応募がなかったというふうになったと思っております。

今回の結果を受けまして、情報発信の視覚化も一定工夫するべきであるというふうを考えておりまして、募集期間はもちろんですけど、例えば本町で活躍する協力隊からの発信など、数多い募集の中から本町に注目してもらえるような取り組みが必要であると思ったところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 私も全く同感です。今、地域おこし協力隊が人数的にもですね、かなり増えてきている中でですね、町は埋没しないだろうか、募集状況はどうやったということに気にしておりました。

それではですね、今ちょっと挙げていただきましたが、第1期及び第2期、計5人のですね、隊員の地域おこし協力活動の実績は、それぞれ具体的にどのような状況にあるか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域の情報発信にかかる協力隊は、町内各地におけるケーブルテレビの取材、あるいは撮影、編集を主なものとして、みずから企画した特集番組づくりを行っております。また、イベントPRとして、映像などを使って見どころを発信するなどの取り組みも行っております。

観光振興にかかる協力隊ですが、一人は加工施設での研修や「あったらいいな！こんな食べもののアイデアコンテスト」最優秀作品の商品化などに取り組みまして、本町の食材のPRに努めております。

またもう一人は、婚活の「ときめきツアー」や、地域の観光資源を活用した体験型の「和知周遊モニターツアー」を実施しまして、成果と課題を分析しながら来年度の観光ツアー商品化に向けた取り組みを進めるなど、本町の魅力を発信し、観光客を誘致する活動を行っております。

有害鳥獣にかかる協力隊は、特に地域住民と連携しまして、サルの追い払い隊としてサルの行動を解明し、行動ルートマップを作成するなど、効果的な追い払い活動を行っております。また、来年度からは、サルの出没を知らせるメール配信に取り組む予定としておりまして、サル被害の軽減につなげてまいります。

農林振興にかかる隊員は、瑞穂農業公社でのさまざまな研修に加え、「ふるさとグローバルプロデューサー育成支援事業」の研修生となりまして、地域資源や地域産品をブランド化し、全国や海外市場に販路を獲得するための実践的な手法を学んでいるところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今ですね言っていたいたわけですが、2月16日の木曜日にですね、役場のホームページ内に、私も最近気づいたのですが、地域おこし協力隊の紹介サイトの立ち上げがあったかと思います。隊員の仕事内容、趣味やコメントに興味深く眺めました。町内外の人にですね、広くわかってもらうのによいなというふうに思ったわけですが、他方ですね、まだブログに記事がないという状況だったのを、残念に思いました。日々の活動状況の発信を期待しますが、今後の発信予定はどうなっているのか、改めての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 京丹波町ホームページに、バナーとともに地域おこし協力隊のブログですとか、紹介のページを掲載をさせていただきました。その中で協力隊のブログのページもございます。現在、この協力隊今年から始めた取り組みなんですけれども、ほぼ月に1回、連絡会議を設けまして、協力隊と担当者と情報交換会などを行っております。そういった中で、話し合いの中でブログの発信についても具体的に計画を立てていきたいなというふうに思っております。制度上はもう構築しておりますので、あとは発信のみということになります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 期待してます。

三つ目ですが、任用期間は最長3年まで延長することができるが、来年度の任用延長について、それぞれの隊員と合意はできたのか、答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 協力隊の任用期間は1年、最長3年でございます。1年の期間満了を前に、次年度に向けて協力隊活動の自己評価及び任用意向調査を行っております。また、隊員の関係所属長の評価を実施しまして、再任に向けての調整、準備等を行っております。

その結果、4人が来年度も任用希望、1人は一身上の都合により辞退の申し出がありました。それぞれの意向を尊重して、対応をしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○ 9 番（山崎裕二君） ではですね、4 つ目ですが、来年度で活動終了を迎える 3 年目になる
ですね、隊員の任用期間後に向けた協議、定住支援は進めているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 本町の地域おこし協力隊、1 期生となるわけなんですけど、
平成 29 年度でその 3 年目となります。制度上、3 年が最長というふうになっておりますの
で、それ以後は協力隊の任用から外れるということになりまして、その後は就職ですとか起
業というものが考えられるのですが、個別に話し合いを始めております。

今後、具体的に本人が定着できますように、また協議を進めて必要に応じて支援を検討し
てまいりたいというふうに考えております。

山崎君。

○ 9 番（山崎裕二君） それでは最後の 5 つ目です。

高齢者あんしんサポートハウスについて質問をします。

1 つ目です。町有地を貸与する 2 つの高齢者あんしんサポートハウスの利用率などはどの
ような状況か。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高齢者あんしんサポートハウスの利用率ですが、本年 1 月末現在で、
サポートハウス丹波高原荘が 86.7%、昨年 10 月に開設されましたあんしんサポートハ
ウス木蘭が 53.3%という状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○ 9 番（山崎裕二君） それでは、サポートハウス木蘭が建つ町有地の貸借期間、使用貸借、
賃貸借の別など、土地貸借契約はどうなっているかお答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 貸し付け期間は平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで
の 5 年間です。貸借の種類は使用貸借でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○ 9 番（山崎裕二君） 無償か、有償か今のはわからなかったので答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 使用貸借は無償ということになっているようなんですが、当面は無償
でというふうに考えているということです。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ちょっと私も錯綜してしまって済みません。使用貸借ですので無償という認識でとれるかと思います。

では地方自治法第237条第2項において、条例などによる場合を除いて、地方公共団体の財産を適正な対価、当該財産が有している市場価値、いわゆる地価をなくして貸し付けることなどを禁止しているというふうにあります。

これは、新版逐条地方自治法第7次改訂版によると、財産を無償または低廉な価格で貸し付けるなどすると、財政運営上、多大な損失を蒙りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営がゆがめられることとなり、ひいては住民負担を増嵩させ、地方自治を阻害する結果となる恐れがあるためと解説・解明しています。

町においては、合併日に、町財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例を施行して、同条例第4条及び第4条の2で同法の意図を定めていますが、それでは地方自治法の意図をどのように斟酌した内容であったのか答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 財産を適正な価格なく譲渡し、または貸し付けてはならないという原則に対する例外を定めるものでございまして、無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができる場合を限定することを目的としているものでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先の新聞報道で、府立山城総合運動公園の中に、通年型のアイススケート場の整備に向け、一般財団法人などに敷地内の未利用地を提供する方針を決めた案件において、新聞報道があった案件ですが、府は、公平性や財政リスク軽減の観点から、当面は無償とするが、施設の稼働状況に見合った使用料を求めていく方針というふうにしています。こういった点から、どのようにまちの、府の施設ではこういった方針を立てているわけですが、まちの施設ではこういった方針で進めていくのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本施設と新聞報道で先ほど述べられた内容等につきまして、事業の内容が異なっているという状況でもございますので、比較は困難かというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 3つ目いきます。

2つのサポートハウスですね。入居者の入居前の居住先はどのような内訳か、町長お答え

ください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年１月末現在ですが、各施設の入居者の前住所地につきましては、サポートハウス丹波高原荘においては、町内が２１人、町外から５人であります。またあんしんサポートハウス木蘭においては、町内が７人、町外が９人となっております。合計では町内２８人、京都市を含む府内が１１人、他府県などが３人となっております。以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） それでは４つ目ですが、２つのサポートハウス入居者の毎月の利用料金の階層区分はどうなっているかお答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 毎月の利用料金の階層区分につきましては、サポートハウス丹波高原荘は１４階層、あんしんサポートハウス木蘭は１８階層となっております。

京都府の制度設計に基づきまして、利用料金の算定の基礎となる対象収入額が８０万円以下の方は６万１，４９０円、１５０万円以下の方については７万１，４９０円となっております。１５０万円を超える方については、それぞれの施設で独自に階層区分を設けて運営されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） 今、階層区分全般のことでしたけど、その丹波と瑞穂のあんしんサポートハウスにいらっしゃる方がどのような階層区分で料金を支払っているか、そこが知りたかったわけです。わかっていたら答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それぞれの利用料金につきましては、こちらでは現在把握しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） ５つ目いきますが、ふたつのサポートハウス入居者で、介護を必要とし、外部の介護保険サービスを利用されている方は何人であるか。また利用されているサービスはどのようなものかお答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 直近の介護保険サービスの利用状況についてですが、サポートハウス

丹波高原荘が２１人、あんしんサポートハウス木蘭が８人となっております。

利用されているサービスにつきましては、訪問介護や通所介護、福祉用具のレンタルなどが主で、中には訪問看護や居宅療養管理指導など、医療系のサービスを利用されている方もある状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） それでは６つ目ですが、２つのサポートハウスへの町有地貸与、使用率であるとか、使用の契約であるとか、居住先であるとか、利用料金とか、外部のサービス利用状況とかこういったこと聞いてきたわけですが、２つのサポートハウスへの町有地貸与、今のところ使用貸借だということですが、によって、まちの行財政運営に与える短期的・長期的な影響をどのように分析しているのかお答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町が保有します土地を有効に活用できている点や、実施されている事業の公益性などから判断しまして、行財政運営上、妥当であると考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） 妥当であると。もう少し踏み込みます。地方自治法第２条第１４項、使い古されていますので皆さんご存じかと思いますが、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めています。貸与した町有地は町民の福祉の増進にどのように寄与しているのか答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活ができること、それから立地します地域コミュニティの活性化などにおきまして、住民の福祉の増進につながるものというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○９番（山崎裕二君） 町外の方もたくさん来られてるようなので、割合で言うと住みなれた土地になるのかなという気はしますが、貸与した町有地は、同、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうに書いておりますが、そこを鑑みて、経費面及び効果面の両方から、まちの行財政運営にとって地方自治法第２条第１４項が要請する義務規程にどのように呼応しているのか、それについても答弁を求めておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 財産の有効活用、あるいは実施される事業の公益性などから判断いたしまして効果があるというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは終わります。

○議長（野口久之君） これで山崎裕二君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

11時5分まで、10分間休憩します。

休憩 午前 10時55分

再開 午前 11時05分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、北尾潤君の発言を許可します。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは平成29年第1回定例会、北尾潤の一般質問を始めます。

今年に入り、日本海側を中心に全国的な大雪に見舞われる中、本町においても大雪警報が発令されました。1月14日から16日まで降り続いた近年にない大雪は、本町各地に大きな被害を与えました。

本町における積雪状況と人的被害、住家被害、非住家被害、農林被害、それぞれの件数を教えてください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 積雪ですが、1月14日から16日にかけて、多いところで50センチから60センチの積雪がありました。最大値で申しますと、仏主地区で1月24日の午後8時に62センチ。質志地区で1月24日の午後10時に67センチとなっております。

被害の状況ですが、人的被害はおかげさまでありませんでした。住家被害が屋根の損壊などで19件。非住家被害が公共施設2件を含め14件。農林被害はビニールハウス被害で252棟となっております。

状況ですが、全壊がそのうち189棟、大破が8棟、中破が43棟、小破が12棟となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 多かったのがビニールハウスの被害ですが、僕も町内回って見てすごいことになってました。太いパイプがまるでゴムホースのように簡単にゆがんでいる光景。

今もまだ残ってますね。雪の重さの脅威を改めて思い知らされるとともに、業を営む農家の方、高齢の農業従事者、新規就農者のそれぞれの就農意欲がなくなることが心配です。

僕が所属している会派である味夢の会も、町長に復旧支援を求める要望書を提出させていただきました。山田京都府知事が倒壊したビニールハウスの復旧支援のための補正予算を組みましたが、町民の営農意欲を守るために、府の措置に加えて、本町独自の救済措置をとるべきではないでしょうか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町においての雪害、被害金額ですけど、農業施設被害が7, 730万1, 000円、そして農作物被害が250万3, 000円となったところであります

平成29年1月26日には京都府庁を訪問しまして、山田啓二京都府知事に亀岡の桂川市長と、南丹の佐々木市長とともに支援に対する要望活動を行いました。

本町においては、生産体制の再建と農業経営の安定、ブランド京野菜の重要な生産地として支えている観点、あるいは生産者と消費者の交流を通して、食と農業の大切さを伝えまして、生産者の生きがいともなっている直売所への出荷者の皆さんが、今回の被災により生産意欲の減退、さらには、離農するといった事態を避ける必要を強く感じたところであり、京都府の復旧支援策である解体撤去費用、ビニール等被覆資材を除く復旧費用の50%を支援する制度に合わせまして、本町ではより多くの方に再建をいただくために、府事業要件を満たすものについては、事業費の40%を支援する事業としまして、京都府の事業とあわせて90%の支援をすることとしております。

また、京都府では支援対象外となっています、被害程度、京丹波町では小破のパイプハウスや、農業用倉庫として利用されていたパイプハウスも、事業費の40%を支援してまいりたいと考えておりまして、本定例会に補正予算案として追加上程させていただきたく思っているところであります。

今後においても、同様の被害が起こらないように関係機関と協力し、技術指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 府が5割、町が4割で9割。だから1割の負担で新しいビニールハウスに戻るということで、本当にいいと思います。味夢の会の会派有志で町長室を訪れ、復旧支援を求めたときに、寺尾町長は事務方との手続の話はあるが、府の補助いかんにかかわらず、私としては9割の補助をしたいと思うと、府の補助率がまだ決まっていないうちに、

町のトップとして農業従事者を守る姿勢を出されたことは高く評価します。

また、積雪の後、衆議院議員の北神代議員から本町の雪害状況を確認する電話が入り、被害状況をじかに見たいということだったので、僕も先月、2月6日に来町をされた北神代議員と一緒に被害状況の説明を受けた後に、町内の特に倒壊したビニールハウスを中心に見て回りました。

急な要請にもかかわらず、町長及び担当課には丁寧に説明していただき、また担当課には案内もしていただき、本当に感謝いたします。

代議員からは翌日に農水省に出向いて、本町の経済的、精神的な両方の被害を伝え、府と連携しながらの適切な対応をお願いしてきたという報告を受けております。

また、これに関連してなんですが、政府は地方創生と銘打ち、取り組んでくれておりますが、このような雪害や、もうずっと本町を悩ませている課題である獣害、これが来年度の予算をみたら9,000万円を超えてるんですけど、こういうところにお金がかかるということは、実感としてはわからないと思います。

また、後で出てきますが、学校に通うのに通学助成が必要だったり、そういう地方だからお金がかかるという部分は霞ヶ関、永田町にいる官僚や政治家にはなかなかわかりづらいと思うんです。地方創生というなら安易に交付金を削減されないよう、先ほど府知事にも頼みに行ったと言われてましたが、町長にはそういう地方が生きていくためにしている努力を引き続きしっかりと国に伝えていくことを求めて、次の質問に移ります。

2つ目です。

旧須知小学校の利用について質問いたします。

明治5年に創設された須知小学校は平成12年に丹波ひかり小学校に統合されるまで、現在も本町を支え、町外でも活躍する多くの卒業生を輩出してきました。

旧須知小学校校舎は現在どのように利用されていますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、普通教室、あるいは特別教室であった部屋ですけど、書庫、物品の保管庫として使用しております。また職員室とか講堂であった部屋を活用しまして、学童保育を実施しております。なお、講堂は運動施設や文化活動施設として貸し出しも行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 2月10日に総務文教常任委員会で視察をさせていただきました。

古い建物は古い建物なんですけど、昔ながらのよさがあるなと思いながら見させていただきました。傷んでる部分もあったんですけど、倉庫としては普通に活用できてたかなと思います。

町としてはこの校舎の歴史的な価値というのをどのように捉えていますでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 80年余り前に地域の期待を集めまして、多額の資金を投じられて、ほぼ現在の姿として整備されました。その後も大切にされまして、貴重な建築物であると認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 旧須知小学校の卒業生、20代から70代の10数人に老朽化が進む母校をどう思うか話をうかがいました。思い入れはあるが、維持費や改修費がかさむなら取り壊しは仕方ないという意見と、どのような使い方でもよいからできることなら残してほしいという意見の2つにわかれてましたが、小学校時代の思い出を話すときはみんな楽しそうなことは共通していました。

今後ますます老朽化が進んでいきますが、町として改築や撤去などは考えてますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 文化的な価値を有する建物として現状を基本として大切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 校舎の一部を学童保育として活用してますが、雨漏りや、手を加えなきゃいけない部分というのがあるかなと思ったり、またあと送り迎えの利便性や安全面などで問題がないかお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設の老朽化やアクセス道路の幅員が狭小であること、夏期休業期間における丹波ひかり小学校との間の徒歩移動など、課題も有しております。引き続き事故防止に細心の注意を払い、また施設の維持管理を行うなどの対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 先ほども山崎委員のほうから質問があつて聞いてましたけど、僕も父兄さんにお話をうかがったんですけど、例えば夏の暑い中、プールで疲れてるのに徒歩で、今も徒歩移動とあったんですけど、徒歩で移動しなきゃいけない。小さい子どもがプール終わって疲れてるのに徒歩で移動する。この辺とか、何とかならないだろうかということで、先ほど教育長のほうから夏の期間だけは少し考えてみようと。ただ、備品の移動なんかもあつたりして、検討しますということだったんですけど、もう古くなってる建物なんで、できたら夏の期間だけといわずに、抜本的に場所を考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学童保育、特に丹波1組についてはご指摘いただいたようなこと、課題意識として教育委員会としても持っております。

ただ、今後どのような形でその課題解決に向かうのか、それをまた総合的に慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 子どもたちはまちの宝なんで、ぜひ前向きに検討していただくことを強く求めて、次の質問にいきます。

調べていくとこの旧須知小学校は映画、銀河鉄道の夜の撮影で使われたことがあるそうです。今年度の予算で丹波マーケス内に映画ロケ地誘致のためのロケーションオフィスが設置されます。今のところ鳥インフルエンザ跡地が対象としているようですが、美しい歴史を持つこの校舎を映画撮影ロケ地の候補として、また普段はこの土地の文化にふれあう郷土資料館、図書館などの施設として改修して活用する考えはないでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 歴史的な建築物として、建物の有する文化的価値を踏まえまして、今後施設の活用を検討したいと考えております。

過去、撮影にも使われたということですので、いつも関係者にはこの建物についても紹介しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 2年前に岡山県の南西部に位置する矢掛町というところを訪れたのですが、人口1万5,000人と本町と同規模のこのまちは、電柱を地面の中に埋め込み、

石畳の脇に並ぶ家々は宿場まちを再現していました。

歩いているうちに江戸時代の人の生活や、当時の人が考えていたことを勝手に想像しながら、楽しい時間を過ごしました。

その中で、須知のまちもこんな感じだったのかなとか、そのときに近い町並みを再現できないかなんていうのを思っていたところ、同じように考えている人を見つけました。俳優の榎木孝明さんです。本町の観光大使の俳優、榎木孝明さんも、8月31日の朝日新聞の京丹波町を一大観光ロケ地にとインタビューに、次のように述べられています。

日本の文化を楽しめ、発信できる場所、時代劇の中心である京都の近郊につくりたい。アメリカのディズニーに匹敵するようなエンターテインメントの基地があってもいいと思うんです。歌舞伎小屋や実際に宿泊できる旅籠、体験乗馬のできる馬場などを再現すれば、観光客が楽しめるだけでなく、時代劇に必要な役者の所作や撮影技術などの継承につながります。京都近郊に分散してつくれないか、自治体や文化人などに働きかけています。京丹波町は一番早い反応を示してくれました。

少し省きながら抜粋しますが、こんなことも言われています。空き家になった昔の家を再生して、サッシを木で覆い、電柱を地中に埋めてアスファルトを土に戻せば、意外と簡単に何十年も前の景色になる場所が京都近郊には結構ある。京丹波町のロケ地は広葉樹の山に囲まれているので、電線やガードレールをうまく目隠しすれば、思いのままの景色がつかれる。

また、団塊の世代が移住して来てもらって、町民がエキストラで出演したりなどのアイデアも出されています。

本町のよさを最大限に生かせるすばらしい提案だと思います。そんな中で、映画撮影のまちといえば京丹波町と言われるように、旧須知小学校の有効活用を検討してみてください。

次の質問に行きます。子育て・教育行政の推進について質問いたします。

寺尾町長は、これまで18歳までの医療費無料化や保育料の減額、小中学校の全普通教室にエアコンを設置するなど、子育て・教育支援には特に力を注いできました。中にいたら余りわからないんですけど、僕も地方議員の勉強会とかに参加すると、京丹波町が結構この子育て・教育施策が進んでいるなというのを実感します。

そんな中で、また町長と語るつどいで、2016年、去年の町長と語るつどいで、町長が就学前教育に力を入れていきたいと申されていました。小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保育者に対する子育て支援の総合的な提供を行う認定こども園構想があります。本町における進捗状況をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは私のほうから一回お答えしておきます。

昨年6月に保育所、幼稚園、そして子育て支援課、総務課、教育委員会などの関係者で編成します開設準備委員会を設置しまして、基本構想について内部検討を重ねてまいりました。

検討すべき事項が多岐にわたることから、認定こども園の運営に関する運営協議会というもの、一つの部会、運営協議部会、それと須知幼稚園と上豊田保育所の統合に関する統合検討部会、もう一つが認定こども園の教育課程に関する課程作成部会の3つの部会を設けまして、幼稚園や保育所などの関係者を中心に専門的な見地からの検討を行ったところであります。その内容を整理しつつあります。平成29年度には認定こども園の基本にかかわる事項につきまして、子ども・子育て審議会にお諮りをして審議いただき、基本計画をまとめまして、平成34年4月の開園を目指しているということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今までは保育が保育所、幼稚園が教育委員会かな、保育と教育は分けてあったのが、一緒に、総合的にやっていこうということなんですけど、先ほどちょっと教育長が手を挙げて、すごく意気込みは伝わってきたんで、本町としてどのような子どもを育てようとしているのか、こんなんだというのがありましたらお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほどは失礼をいたしました。

今回の認定こども園におきましては、現在、開設準備会等の中で関係者により、目指すべき、あるいは育てるべき子ども像、これも含めて検討していただいておりますが、1つ目はやはり京丹波町のこのよさを生かして、京丹波町に誇りを持つ、そういう子どもの育成を図っていきたいと思っています。そしてまた保育所、幼稚園、それぞれ目的は異なりますが、そのそれぞれの異なる目的のいいところを統合することによりまして、それらを享受できる、町内全ての子どもたちがひとしく就学前の保育教育が受けられるという点では、子どものみならず保護者の皆様、地域の皆様にも大きなメリットがあるものではないかとそんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） テレビとか見てるとやはり都会中心というか、経済活動中心の情報というのがどんどん目に入ってしまうので、誇りを持つ、本町のこの環境に誇りを持つ教育というのは、本当にお願いしたいなというふうに思います。

それでは、小中学校のバス通学の助成について質問いたします。

小学校、中学校のバス通学の生徒の人数をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現在、小学生で217名、中学校で103名、合わせまして320名がバスによる通学をしているという状況でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 約3名と聞こえたんですが、103名ですね。はい。

京都府内で小中学校のバス通学に助成を行っている自治体というのはありますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 京都府内のほとんどの小中学校が、専用のスクールバスの方式をとっておりますので、通学費がいわゆる徴収されていない状況であります。また一部、公共交通機関等利用区間があるところについても、その分が当該の市町村によって補助されているというのが府内のおおむねの状況かと、こういうように理解しております。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 他市町村のほとんどがお金かからずに小中学校に通えるということなので、本町は5校の小学校と3つの中学校で面積が303平方キロメートルの学区域を賄っています。また、公共交通機関も充実しているとは言えず、通学手段が限られていて、子育てのまち京丹波町であるために、本町として小中学校にバスで通学する児童・生徒に対して通学バスの助成をして、無料化はできないでしょうか。お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 小中学生の通学バスについては、平成29年度から無償化とするということで、今回予算にその分を計上し、今ご審議をいただいているところであります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） ありがとうございます。ほかの自治体とのバランスというのも考えていただいてよかったなと思いますし、もう一つ、これも以前、違う議員さんが質問してたんですけど、バスが無料になって、自転車通学してる人が今度京都府の2月議会で努力義務から義務化に変える議論を今しているようです。まだ何か6月以降になるのかなと先ほど府議会議員がおっしゃってたんですけど、自転車保険の義務化になる場合に、保険料というのがまた自転車通う人だけお金がかかってしまうという形になるんですけど、この不平等さをなくすために、自転車保険の助成をしていただきたいなと思うんですけど、いかがです

か。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 以前にも同様のご質問をいただきましたが、今もありましたように、これまで京都府におきましては努力義務でございましたが、いわゆる義務化に向けて、今そういう検討がなされているという情報も私どももつかんでおりますので、そういう状況も踏まえて、ご提案の件については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） できたら来年度予算にはしっかりとこの助成を入れていただきたいということは強く要望いたしまして、次に行きます。

それでは、新学習指導要領について質問いたします。

全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では学校教育法等に基づき学習指導要領で各学校で教育課程を編成する際の基準を定めています。これが平成32年度からの小中学校教育の指針となる新学習指導要領の改訂準備が進められています。大きく変化する社会に対応することが求められる中で、どのような教育を進めようとしているのか、質問いたします。

改訂作業のタイムスケジュールをお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

幼稚園の教育要領、小中学校並びに高等学校の学習指導要領は、およそ10年ごとをめぐりに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程の大綱的な基準として、教育を取り巻く状況の変化に応じ、これまで改訂をされてきました。

今回の改訂は、平成26年11月から中央教育審議会において改訂の審議がなされ、平成28年12月に文部科学大臣への答申がなされました。この答申を受け、本年2月14日、文部科学省から次期の学習指導要領の改訂案が示されたところであります。

今後の改訂のスケジュールとしては、平成29年度は改訂案の周知徹底の期間とされ、幼稚園は平成30年から全面実施、小学校は平成30年、31年の先行実施期間を経て平成32年から全面実施、中学校では平成30年、31年、32年の先行実施期間を経て平成33年度から全面実施の予定となっております。なお、高等学校は平成34年度からの全面実施というふうに決められております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） このニュースは、新聞なんかでもすごく大きく取り上げて、僕も何紙か読みながら、その差なんか見ながら何とか理解しようとしてたんですけど、結構今までと違って難しいなというふうに感じました。旧要領と比較して大きく変わる点など、新学習指導要領のポイントをお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

今もありましたように、今回の改訂案は新聞では2月15日付で公表されました。各紙とも見開き2ページを割く大変大きな扱いとなりました。内容的にも多岐にわたりますので、大きな特徴点に絞ってご説明をさせていただきます。

特徴の1点目は、これまでになかった前文というのが置かれました。その中で学習指導要領の目的の一つとして、「社会に開かれた教育課程」という新たな考え方が示されました。これについて、「よりよい社会をつくるという理念を学校と地域社会が共有すること」と説明をし、学校と地域社会が協働・連携することの必要性を今回改めて明示をいたしました。

特徴の2点目ではありますが、改訂の背景として、現在の子どもたちが生きる21世紀半ばの状況を、人工知能の進化など「将来の変化を予測することが困難な時代」と位置づけ、これまでの「何を学ぶか」に加えて、「何ができるか」、そのために「どのように学ぶか」という考え方を示したことであります。その学び方として、アクティブ・ラーニングという視点に立った「主体的、対話的で深い学び」という考え方が示されました。

特徴の3点目は、グローバル化の一層の進展を踏まえ、英語教育の充実が図られたことであります。小学校では、5、6年生で外国語科、いわゆる英語科が新設されます。従来、外国語活動の「聞く」「話す」に、今回「書く」「読む」が加えられ、時数も週2時間となります。また、小学校3、4年に外国語活動が週1時間新設されることになりました。中学校では、授業は原則英語のみで行うこととされ、中学校の卒業時に英検3級程度のレベルに到達することを目指すというふうにされております。

そのほかにも、情報教育、道徳教育の重視が示されています。

このように、従来の学習指導要領とは質的に大きな転換がなされたものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 大きく分けて3点、今言われたと思います。社会に開かれた教育課

程で学校と地域が協力していくというのが一つ。2つ目が将来の変化を予測することが困難になっていて、アクティブ・ラーニングというので、これでも前回の指導要領の言葉で、ちょっと今言葉が変わって、主体的、対話的で深い学びということで取り組んでいくと。3つ目がグローバル化の中で英語教育に力を入れていく。今までも小学校で英語あったんじゃないかなと思ったんですけど、聞く、話すだけではなくて、もう書く、読むというのを小学校の英語教育の中でやっていくということで説明がありました。

学校と地域が協力というのは、ちょっと僕、前回の一般質問でやらせてもらったんですけど、竹野小学校と地域とのかかわりみたいな感じで捉えてよろしいんでしょうか。まず、ここ一点、お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず1点目の社会に開かれた教育課程という点について、ご質問がありますが、本町においては地域とともに歩む学校づくりということを掲げて、この間、取り組みを進めてまいりました。平成29年度におきましては、町内全ての小学校で、文部科学省の事業であります地域・学校協働活動推進事業を実施することにいたしました。また、地域の文化や良さを学ぶ京丹波ふるさと学習実践推進校を新たに指定することにし、今もありましたように竹野小学校等を中心に実施をしております学校を核とした地域創生のモデルとなる事業も引き続き推進をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 2点目の将来の変化を予測することが困難って、これ、確かにそうかなというふうに読みながら思っていました。例えば僕が小学校のときに、コンビニというのは僕が小学校の途中でできた感じで、それも7時から11時までが1軒あったのが、30年経ったらもう本当にコンビニからコンビニが見えるぐらい近くにできてます。こんなふうになるとは多分30年前の人は思ってなかったんじゃないかなというふうに思いますし、あと、もっと短いスパンでいうと、ドラッグストア、薬屋さんがこんなに各地域、地域にできるなんていうのは思ってなかったと思います。また、仕事でいうとパソコンの普及によって、パソコンの部品をつくる工場がそれだけで1個成立してしまうとか、インターネットの販売、本なんてインターネットで大体みんな買ってるんじゃないかなと思うんですけど、インターネットで何でもかんでも買えてしまう。という感じで、全然30年前、20年前、想像できなかったことが、今起こってる。具体的な職業はそれに就いてる方がいるんで伏せますけど、ここ10年、20年で職業が、今ある職業が半分なくなるんじゃないかというふうに研

究結果で発表するところもあります。

そう考えると、今ないものに対して対応しなくてはいけないんで、すごく難しいことをやろうとしてるなというふうに思います。この辺とかはアクティブ・ラーニングというのは海外で行われてた議論や討論を中心にした授業形態ということなんですけど、具体的にどんなことをしていくんでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 将来の変化は予測することが難しいと幾つか事例を出してご説明いただきましたが、私どもが小学生や中学生のときに学校で学んだ知識や技術が、その後のみずからの社会人としていくときに、それが生きてたわけですが、これから生きる子どもたちは今学んだ知識や技術が必ずしも将来そのままでは役に立たないということが、今回の学び方を変えると、学び方自身を、それ自身を学ぶということでありますので、そういう視点から、今ご指摘のあったアクティブ・ラーニング、すなわち今持っている知識を使って新たな課題や問題にいかに対処するか、そういうことを学ぶことになります。それがご指摘いただきました主体的、対話的で深い学びという、そういう学びを今の子どもたちは今後学校教育を通じて学ぶことになります。

こうした学び方の変化に向けまして、本町におきましては実は本年度からその調査研究として、京丹波町学力向上メソッドということで小中学校の教員を中心にそうした実践研究を少し進めてきたところでありますが、これを平成29年度、全面的なそうした調査研究授業の全面実施に向け、メソッド実践研究グループ事業を今回予算の中にも予算として計上させていただいております。また、京都府に学力向上システム開発校、こうした変化に対応した教育のあり方を研究する開発校の指定を受けられるよう、申請もしているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 3つ目はあと、英語をしっかりと話せるように、コミュニケーションとれるように力をつけるという部分なんですけども、これもリサーチ会社によって順位が違うんですけど、共通してるのが大学の順位、世界の大学順位ランキングみたいなやつで、東大が34位、京大が37位だったりとか、あと東大91位、京大88位とか、もう日本の一番勉強してきた人たちが入る大学がすごく下に位置してます。これ、一番の原因で言われているのが、論文の発表した数によるんだということをすごく言われてて、その論文というのが例えば万葉集を日本語で書いて、それで終わってしまったら、それはなかなかカウントされなかったり、やはり英語圏の大学というのが上位にずらっと並ぶ様子を見ていると、し

っかりと英語で書いて、それが認められないと大学の順位に反映されないと。この大学の順位を上げることというのがどれだけ価値あることなのか、ちょっと僕もわからないんですけどね。ただ、今の安倍政権の安倍さんは、１０年でベスト１００の中に１０校入れますということで取り組んでいるみたいです。そんなのもあって、グローバル化ということで英語力を上げていくと。ビジネス英語をしゃべる日本人が余り育ってないということなので、そういう部分も含めてだなというふうには感じます。

ただ一つ、教育の中で勘違いを子どもたちにしてもらいたくないというのが、英語だけがグローバルではないというふうに思います。中国語をしゃべる人たちいっぱいいますし、インドもいっぱいいますし、イスラムもグローバルだと思いますんで、その辺、英語だけに特化してちょっと勘違いをしないようにもっていつてもらいたくないというふうに思います。

先ほど少し答えていただいたんですけど、この改訂を受けて、本町としてこれまでの取り組みと今後どのように取り組んでいこうと考えていますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今回の改訂案の発表を受けまして、教育は人なりというふうに言われますので、まずその教職員が今回の改訂案の趣旨をやはりしっかり理解をする、準備をするということが必要でもありますので、スケジュールのところで申し上げましたように、平成２９年度は周知徹底の期間であります。まずそのことに教育委員会としても全力を挙げたいと思っております。

社会に開かれた教育課程や、アクティブ・ラーニングについては、先ほどの質問の中で、対応についてはお答えさせていただきましたので、残ります英語教育の重視という点に向けましては、これまで小学校教員は英語を教えることをそもそも予定せず教員になってきたという経緯もありますので、そういう意味でも京都府では教員の今研修を実は全力を挙げて取り組んでるところであります。こうした府の研修と呼応しつつ、本町におきましては平成２９年度にこの英語科を導入するその調査研究校を２校置いて、少し先に実施をしていきたいなと思ってます。その際、中学校の英語教員との連携も十分配慮して、いわゆる中１ギャップの解消等にも意識をしていきたいと思います。

また、中学校での日本語を使わないという新たな方向も示されています。そういう点でも、こちらのほうも府のほうで中学校教員の英語力の高める研修の施策が今進められておりますが、町としてはこうした府の事業と呼応しつつ、特に中学卒業時に英検３級程度の実力をしっかりつけるというふうな目標も示されましたので、町独自でそういうことがどこまで可能なのか、独自の英語検定制度を導入できないのか、少し調査をしていきたいというふうに思

っています。

さらに、情報教育の充実に向けましては、今回の予算の中にも計上させていただいておりますが、全ての小中学校の情報機器をタブレットに更新し、あわせて多くの教室において無線でインターネットに接続できる、そうした環境整備もあわせて実施をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 繰り返しになるんですけど、一番大変なのが2番目の将来の変化を予測することが困難なものに対してどう取り組むかというところだと思います。実はここでこんなふうに話している僕も、将来のイノベーションに対応できる自信は全くないですし、失礼ながら教育長ももしかしたら将来どんなことが起こるかわかってないのに、現場を指導しなくては行けないと。現場の職員さんも同じで、自分がやってることが正しいのかどうか、答えが出るのが20年か30年後なので、本当に難しいことを今取り組み始めたなというふうに感じます。

でも、現場で危機感、目的意識、熱意をもって進み始めたというふうに思ってますし、この新学習要領で育った子どもが20年から30年後、僕が60か70歳ぐらいにならないと、その効果というか、どんなふうになってるかというのがわからないんですけど、僕、60か70歳なんで、教育長、もう少し年上だと思うんですけども、そのときに一緒に答え合わせをしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、北尾潤君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後1時15分まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○10番（村山良夫君） 10番、村山です。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、平成29年第1回定例会における一般質問をかねて、提出しております通告書に基づきまして行いたいと思います。よろしくお願いします。

まず最初に、29年第1回定例会における施政方針についてお伺いをしたいと思います。

今回の施政方針では、数々の施策が述べられましたが、その末尾にこれら施策の実現には健全な財政を維持することが重要であると町長は述べておられます。

私もこのことには感銘を受けてお聞きしました。私もかねてから申し上げてますように財政の裏づけがなければ、町民の方々が切望されてる施策の実現は不可能と言っても過言でないと、このように思っております。そこで健全性を示す指数であります実質公債費比率についてお伺いしたいと思います。

平成２７年度の実質公債費比率では宮津市の１５．１％に続きまして、本町と和束町の１４．４％というのが府下２６自治体の中でもワースト３であります。このような状況で健全な財政といえるかどうか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず結論を申し上げますと、財政は健全であるというふうに認識しております。ということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○１０番（村山良夫君） 健全であると言われてしまうと、言いようないんですが、確かに健全なんですよ、黄色信号と言われてます１８％ですか、起債を起こすときに知事の承認がいる比率に対しましては一番悪い宮津市でも３％、当町の場合ですと３．５％強のアローアンスがあるわけですね、だから健全だとかうおっしゃっても、そのとおりで間違いはないと思うんです。

しかし、もうひとつ突っ込んでお聞きしますと、なぜ１４．４％のこういう財政状況が維持できてるのか、それも京都府下２６ある自治体のほとんどが、今申し上げましたように黄色信号の１８％以下でなっているというのはなぜなのか把握しておられるかお聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在の実質公債費比率が１４％で推移しているという状況でございますけれども、大きなものとしましては歳入の大半を占めております普通交付税の状況というものが一番にあるかと思っておりますし、いま今後この交付税につきましても現在段階的縮減に入っておりますけれども、厳しくなるという状況は承知をしておるところでございますが、現状から申し上げますとそういったところで通常の一般的な収入が現在のところは見込まれているという状況にあるかというふうに推測をしております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○１０番（村山良夫君） 今おっしゃってたのは、この比率の分母の部分ですね、確かに今までは政策的な特別交付税とか、また合併特例交付税とかがありました。これらは順番に減っ

ていくということになっておると、このように思うんです。それともうひとつ大事なことがあると思うんですが、もうひとつは何かわかってますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） もう1点は分子の部分になります公債費の状況かというふうに推察しております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 確かに分子の公債費ですけど、公債費がなぜ減ってるのかわかってますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 起債の公債費に関しましては、当然交付税措置のある有利なものを借りるように努めているところでございまして、一定そういった部分でも交付税措置の恩恵を受けている状況でございますし、事業化の主な財源という部分では特に国・府の補助金なり交付金を優先的に取りにいつているという状況で、起債の発行を抑えているという部分かというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 3点目で聞くつもりでしたけども、申し上げときますと公債費というのは、公債費は償還する元金と支払いする利息の合計なんですよ。ご承知のとおり国の経済対策に低金利政策がされまして、今俗に言うマイナス金利ということで、銀行が日銀に預ける金利はマイナスになってるわけですね、このことによりまして当町の起債も支払い利息が減ってるということが大きい、これは当町だけと違って先ほど申し上げましたように一番悪いところでも15.1%というのが26自治体全部がそういう恩恵を受けてるからこういう状態になってると、だからいうことを理解しておいてほしいと、このように思いますので、えらいいいけずな質問しまして申しわけございませんでした。そこまで財務担当者としては是非配慮をしておいてほしいとこのように思います。

次に、実質公債費比率につきまして次のことをお聞きしたいとこのように思います。

まず1点目は合併特例債、交付税というんですかね、の減少が人口減によりまして町税の減少は必至であると思います。長期の財政規模を出しておられる計画というのは新町まちづくり計画しかありませんし、これも平成37度末までしか出てないと思うんですが、この平成37年度末の財政規模というのは大体幾らぐらいになってるか、大体というよりちゃんと計画はでてるんですけども、なってるのか確認したいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財政規模につきましては、大型投資的事業の有無等によりまして、年度単位で大きく変動することから、町税・交付税の動向のみで推し量ることはできないということと、10年後の見込み額をお答えすることが困難ですが、これら歳入の動向に対応して、適切な財政規模を見定めながら、健全な財政運営を図っていきたいと考えているということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 先ほども申し上げましたように、この37年度末の財政規模というのは改正されました新町まちづくり計画によりますと、114.2億円だったものが93.6億円、約18%減少することになってます。また先ほど言い忘れたんですが、人口も現在の、これ概算ですけど約1万5,000人が新庁舎づくりの資料によりますと、大体1万1,000人前後ぐらいになります。これも26%減ってるわけなんです。

こういうことになってるということをご確認願えますか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新町まちづくり計画につきましては、ただ今村山議員がおっしゃられました状況でございますし、その状況というのは把握をしているところでございます。

ただ、今日的な部分では大規模な投資的事業にも取り組んできているという状況にもございますし、必ずしもこのまちづくりの計画どおりに推移するかという部分につきましては、今後の状況等によりまして変わってくるものと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） それはちょっと困るんですよ。やっぱり10年計画を出してるわけですから、どこいくかわからんわというような計画やったらつくらんほうがええわけですから、やはり計画通り37年度末93.6億円の財政規模に近づくようにね努力していただかないと困るとこのように思います。

その次、2点目。先ほど町長が答えていただきかけましたけども、今後10年間、37年度末と解釈していただいたらよろしいけれども、それまでに大型の施策があると思うんです。

1つは先ほどおっしゃってた、新庁舎建設に伴う起債。それから2つ目は認定こども園の建設に伴います起債。そして3つ目は味夢の里の関連事業であります新町道の新設。それからスマートインターの建設等々があるかと思うんです。

これらの施設を行うために必要な起債の総額というのが、億単位で結構ですのでどれぐらいを見込んでおられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎建設事業につきましては、現在の計画ですが、起債額を30億円と見込んでおります。

認定こども園につきましては、事業の概要が決まっていないということで、起債額は算定しておりません。

また、京丹波パーキングエリア関連事業につきましては、町道曾根宮ノ浦戸麦線については、事業費が約3億5,500万円と見込んでおりますので、国庫補助金を除く起債額は、約1億4,000万円と見込んでおります。

スマートインターにつきましては、国あるいは府ないしは道路公社事業に属しますので起債は発行しません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 認定こども園については、規模というんですかね金額もわからないということですが、どちらにしても、例えばみずほの保育所の建設費用等から考えますと3億円前後ぐらいの起債は最低でもしなければならない。そうしますと新町道の建設のもの、1億4,000万円を超えますと5億円前後ということは、これから35億円ぐらいの起債をしなければならないことになるんじゃないかなと、このように思います。

その次、3点目でお聞きしたいんですが、これは先ほど申し上げました金利水準についてお伺いします。過去10年間の金利の推移を見れば現在の低金利は異常な状態で、国の経済政策の副作用と、このように言われております。過日の新庁舎の説明会でも30億円の起債をするけども、金利は計算に入れてませんとおっしゃってまして、問い詰めて聞きますと0.3%とこうおっしゃってました。0.3%というのは一昔前ですと3%ぐらいが常識的、もっと前は定期預金の利息でも5%という時代があったわけですから、0.3%というのは異常な状態なんです。

こういう低金利の状態というのは、やっぱり国の経済政策、アベノミクスの副作用だと、このように言われてます。そういうことで、こういう国の政策で人為的に操作されてる金利というのは、その反動がくるのも期間も早いし、金額もかなり急変をすると、このように思います。そういうことで、今後10年間に金利が1から2%、いわゆる2.5%前後まで引き上げることは必至、それを考えておかなければならない状況だと、こういうふうに思います。

その中でももしも金利が現在の当町の起債の金額から算出しまして、1%上昇したときに実質公債費比率に何%ぐらい、悪化させるっていうんですかね、影響がでるかをお聞きしたい

と、このように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 金利が上昇いたしますと当然、償還利子額が増大し、将来の公債費の増加を招くなど財政運営に非常に大きな影響を及ぼすと考えられます。

ただし、実質公債費比率への影響につきましては、本町が現在借入れを行っております、過疎債等の地方債には普通交付税の措置があることから、金利上昇の影響が相当程度緩和されるために、金利上昇の影響は限定的であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 限定的というのは具体的にどれぐらい影響するんですか。1%上がれば実質公債費比率も1%程度悪化するということなんですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高い金利分から繰上償還しているわけですけど、現状で起債発行したら、12年とか15年で償還するわけで、そのことについての今発行する分についての金利上昇は関係しないという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そしたら金利の話はこれぐらいにします。私はかなり影響するんじゃないかというように思いますが、これで終わっておきます。

4点目は、本町の長期財政計画についてです。先ほども申しあげました変更後の新町まちづくり計画があります。これによりますと、平成37年度末までに味夢の里の償還が始まったりすることによりまして、平成31年ごろから公債費の額が増加してきます。

これは前に一般質問で私がしたときに、このような状態で進んだ場合、実質公債費比率は18%ぐらいまでになるんじゃないかと、このように言いまして課長も18%台懸念されますと、こういうお話でした。そこで皆さんもご承知だと思うんですが18%を超えますと、先ほど申しあげましたように黄色信号です。起債を起こす場合にはその都度京都府の許可が必要になるそうです。

そこで先ほどから申し上げてます、大型事業に伴う起債や、先ほど申しあげました金利の上昇することを加味しますと、実質公債費比率は18%台を超えて20%台になってしまうんじゃないかなと、こういう懸念もあると、このように思います。20%を超えますと、かなり赤信号、いわゆる25%の財政破綻に限りなく近づくわけですけども、そういうことに

ついでに町長の見解をお聞きしたいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新町まちづくり計画の最終年度であります平成37年度末ごろにおいて、実質公債費比率が18%ぐらいになる可能性を想定はしております。実質公債費比率改善のために、投資的事業の実施にあたっては、住民福祉の維持向上という観点からも優先順位の高い事業に限定し、国・府支出金等地方債以外の特定財源を確保して、地方債発行額の抑制に努める必要が、どなたが町長になられてもあると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そういう選別的な投資というのは必要だと、このように思います。

そこで、次の新庁舎の建設についてお伺いしたいと思います。まず1点目にこの計画によりますと、旧瑞穂地区、旧和知地区の支所の業務の大半を新庁舎に統合する計画であります。ここで合併時の協議時に新町まちづくり計画の協議事項としまして、こういう文書が載っています。将来の庁舎の整備充実については必要性、機能性など多角的に十分精査・検討した上で計画的に行うところあります。

今回の新庁舎建設ですけれども、ここに書いてありますように必要性、機能性を多角的に十分に検討して、十分に精査して計画的に行われたかどうかというのは、私はそこまでできていないんじゃないかなという気がします。

もっと突っ込んで言えば本当に和知地区とか瑞穂地区の住民の方がいまの支所の業務の大半が旧丹波町の本所のほうに移るということに、本当に理解を得ているのかどうか疑問に思っています。そんなことで今一度、本当に時間と手間をかけて、民意を質す必要があると、このように思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず質問の中で支所機能が低下するようなご懸念をお持ちですけど、支所機能は全く低下しませんので、一番最初にお答えしておきたいと思います。

新庁舎建設基本計画は、審議会から答申を受けた内容を反映しております。審議会委員は、区長会をはじめとする各種団体への推薦依頼や公募等により、男女比率、あるいは年齢、地域等も考慮のうえ選出しております。基本計画に町民の皆様の声を反映していると、そうしたことで考えております。

新庁舎への集約は、町民の皆様に取って利便性の高いワンストップ行政サービスを提供すること、また、人口減少や少子高齢化社会の到来、あるいは地方分権の進展に伴う持続可能

な行政運営を維持していくうえでの効率的な組織運営や、限られた人的資源の有効活用などの観点から、本庁舎に集約することが合理的であると考えております。

なお、今後も瑞穂、和知支所の機能は現状のとおり、住民生活に密接に関係します部分は引き続き地域に密着した支所において機能を維持してまいります。

今後、事業を進める段階においては、さまざまな媒体等で事業進捗や取り組み等を町民の皆様にお知らせし、理解を賜うことに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 先ほど私申し上げました、大半の業務を新庁舎に移すということは、その支所業務は残るのかどうかわかりませんが、わからんというのは証明書の発行とかそういうことは可能だと思うんです。

ただ支所におられる人が、ほとんどの人が本所が変わるわけですね。そうするとこの説明会のときにも話がありましたが、万一その和知地域で災害が起きた場合、本所から職員が行かなければならないという現象が起きるわけですね。また瑞穂地区も同じです。

そういうことが起きますと5分とか10分とか、場合によっては20分、また災害によりましては道路が閉鎖されるというようなことも起きますので、和知にある程度の職員の方が、例えば和知ですと教育委員会の職員の方がいていただく。瑞穂の場合でしたら保健福祉関係の人がいていただくということが大事だと思います。

その人らがいてくれるから各両地区の住民の方は安心しておられるんですけども、その人らが全部本庁のほうに行かれて、印鑑証明とか住民票とかいう証明書だけを発行する部署だけが残ってたんでは、本当にそのことまで理解ができてるのかどうかを疑問に思うと、こういうことを申し上げてるんです。

そのためには進んでる状況を報告するというんじゃないに、本当に庁舎が必要なのかどうかをもう一遍質してもらうことをお願いしたいと、こう思ったんですけど、町長にはその考えがないようですので、これは水かけ論になりますからこれ以上申し上げません。

2点目は庁舎の規模であります。先ほど申し上げましたように現状の本所と両支所のスペースを基準に5,800平米と算出されてますが、考えられることは先ほどから申し上げます10年後の人口の減少です。先ほども概算の計算ですのでこれに近いと思うんですけど、20%前後、人口が減るやろと思うわれます。もう1つは現在当町は非常に遅れてますけれども、事務のデジタル化によります合理化、これが全く進んでないというか遅れてると思います。

これが他自治体並みに事務の合理化が進めば職員の数が減らせると思うんですよ、この辺のこともこの2点の要素も加味した上で5,800平米が必要だと、こういう算出になっているのかどうかを質したいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基本計画における庁舎規模ですけれど、事業規模を算出するために試算したものでありまして、設計段階において、具体的な建築計画の立案に伴い最適化を図った上で規模を確定してまいります。

京丹波町人口ビジョンにおける戦略人口は、庁舎完成予定年度の平成32年度から10年後の人口減少は約14%となっております。人口と職員数の推移を見ますと、平成27年度から過去5年間に於いて、人口は約9%減少していますが、職員数は嘱託・臨時職員を含めると増加しております。これは地方分権による仕事や権限の移譲、あるいは地方創生等の取り組みによるものと考えられます。

また、ICTの普及による証明書等の発行における事務の省力化も予想されますが、他方では少子・高齢化の進行に伴って、日常生活において行政の支援を必要とする方が増えることも予想されまして、現時点で将来的に必要な職員の数を予測することは困難であります。

これらのことから、庁舎規模は現在の職員数をもとに算定したということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 確かに職員の数が、ようけいていただくと痒いところまで手が届くということで町民はプラスになると思います。

ただ問題なのは、そのコストがまた町民に返ってくるわけですね。だからやっぱりそのコストと便利性というんですかね、それとのバランスが大事だと思うんですが、これも前のときに申し上げましたとおり新町まちづくり計画によりますと、人件費と物件費が現在の予算に対する比率が現在よりも悪くなる、このことは非常に先ほど、町長もおっしゃってるし私も申し上げてるとおり町民の方に行き届いたサービスができるということになるんですけども、そのことが財政を逼迫して町民の方に、今度負担がかかってくるということにもなるわけですから、その辺のこともバランスを考えなければならないということを申し上げてきたい、そういう意味で5,800平米というのは大きくないかと、このように申し上げてるのです。

次に3点目なんですけども、先ほど述べてますように本町の現在及び将来の財政状況を勘案すれば、合併特例債の有効活用ということで新庁舎建設のために34億円余り投入して、

そのうちの30億円を合併特例債で充当するということは、単純に考えたら70%、95%起債を起こして70%がいわゆる第三者、国が返済してくれるんやから有利やと、こういうことなんですけども、しかし、34億2,000万円というのを現代の人口で割りますと1人あたり23万円程度になります。1世帯で53万8,000円です。

この前、新庁舎づくりの説明会にお聞きしてましたのは、30億円の起債は3年間据え置きで25年の年間払いということでした。ということは、町民は25年間のうちの23年間、据置期間がありますけど、返済だけ言いますと23年間、大方その返済する間ずっと1万円ずつ毎年負担をしなければならない。こういうことになるんです。

で、このような多額ないわゆる負債を生じる新庁舎が、本当に町民にとってプラスなのかどうか。

で、実は昨日も五、六人の方にいわゆる役場へ行かれる回数を聞きました。2人ほどの方が、去年1回か2回行ったなど。で、2人は1度も行ってない。もう1人は3度ほど行った。それは、子どもの何か証明、印鑑証明か何かを取りに行く。どちらにしても多い人で3回、少ない人はゼロ回とこういうことなんです。

だから、年間に1回か2回行くために、役場の返済資金に毎年1万円ずつ負担するっていうのは、これはその費用対効果の恩恵を町民の方が受けられているとは到底思えないんですよ。

町長、この辺どのように考えておられるのか。見解をお聞きます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう計算の仕方があるのかなと思いますけれど、30億円これ発行するいうて、そのうち3×7＝21億円地方交付税措置があるわけですね。だから、9億円残りますね。それ計算したらそんな数字になりませんね。なりますか。9億円を30、25年で割って、町民一人頭1万円で、そんな計算どっから出てくるのか全く理解できません。以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 単純なことじゃないですか。23万円かかるんですよ。34億2,000万円を今の人口で割ればね。で、返済期限が25年ですね。で、25で割れば1万円はちょっと切りますけど、ほぼ1万円。これは誰が計算したかてできることじゃないですか。と思います。

（発言する者あり）

○10番（村山良夫君） いや、投資の金額なんです。投資金額で言うとなんです。返済金額

と違って投資 34 億 2,000 万円やるのが本当にいいのかどうかということを聞いてるんですよ。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 投資金額もそれは大事ですけどね。実質的に 30 億円発行するこの合併特例債というのは、地方交付税措置が 70%ありますので、30%を払っていかなんわけですわ、25 年ね。そうするとそんな 1 万円というような数字がとて出でこないということを私は申し上げとるんです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10 番（村山良夫君） そしたら、今町長がおっしゃったとおり、34 億 2,000 万円を投資して 30 億円を合併特例債で起債した場合、いわゆる返済が始まります年からですね。元利償還金額いわゆる公債費は、この分に対して何ぼになるのか計算できてますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう話は通告の外にあるんかどうか知りませんが、30 億円とにかく発行するわけですね。役場庁舎にかかわって。それを何年間据え置きして、私ら概算でいくんですけど、20 年でとにかくあとの 9 億円を返すとすると 1 年間 4,500 万円ぐらいになりますやん。それを 1 万 5,000 人で割ったら、計算できませんけど、そんな一人頭 1 万円いうたらあんだ 1 万 5,000 円いうたら何ぼなるんか知らんけど、かなりの金額やさかいね。そんな返す必要ないっちゅうことを言うとするんですよ。負担することないということ。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10 番（村山良夫君） 投資効果と返済金とごっちゃにされてるわけですけど、私は投資効果を言ってるんです。34 億 2,000 万円の投資をしたら、町民 1 人に 23 万円の負担になる。こんだけの負担をして、これは極端に言えば、毎年 1 万円ずつでも 23 万円になるんやないかと、23 年間で、23 年間 1 万円ずつ払うことになるやないかというそんだけの投資効果があるかどうかをお聞きしてるんです。これ以上言ったかて通じないと思いますし、同僚の議員が今申し上げました 30 億円、この件で起債を起こした場合に大体どれぐらいになるか。その 9 億円の分も含めてどれぐらいが負担になるかという計算をしてくれてますので、それによりますと大体 1 億 2,000 万円ぐらいこの分で毎年必要になってくるようございます。で、100 億円の予算規模としますと、1.2%ほど増える実質公債費比率を押し上げるということになってることをちょっと申し上げておきます。

次に、認定こども園についてお聞きをしたいと思います。この事業は、上豊田保育所と須

知幼稚園の老朽化対策の施策であります。特に、上豊田の保育所の老朽化は建て替えを検討中のこの場所ですね。本所どころではありません。これは誰が見たかて。

で、町長が掲げられてる重大施策の中に、愛のあるまちづくり。子どもに対する思いというのが1丁目の1番地の施策であります。そういうことから考えますと、庁舎よりも先にこちらを優先してやるべき事業だとこのように思います。

また、その費用対効果は、町民にとってみて、十二分に期待できるとこのように思います。なぜこれが後回しになるのか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町が目指す認定こども園ですが、全ての就学前の子どもに対しまして、よりよい環境の下で幼児教育あるいは保育を提供できるように、その準備を既に進めているところであります。利用者のためのしっかりとした基本計画を策定してまいりたいと思います。

これ、役場の庁舎と認定こども園、どちらが先やとかということのようですけど、どちらも大事やということで取り組んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） どちらも大事ですけど、どちらを先にやるほうが大事かということをお聞きしてるんです。もうこのことはそれで結構です。

その次に、町立病院の医師の確保についてちょっとお聞きをしたいと思います。

町長は、常々、京都府立医大の吉川学長と非常に太いパイプがあって、町立病院への医師の派遣には特別な配慮をいただいているとこのようにお話をずっとされてますし、私も何回かお聞きしました。

ご承知のとおり、今回事件が発生してます。今日の新聞によりますと、もう1期やられる予定やった学長を辞任されとの報道がありますし、これは本人から出されたということなんで、決定的だとこのように思います。

そこで、ちょっと心配なんですけど、今まで吉川学長の特別な配慮で医師の派遣をしていただいていたわけです。今回、吉川学長が辞任された理由等を考えますと、十分な引き継ぎをしていただくということは不可能に近いんじゃないかと思います。そういうような状態の中で、京丹波町病院への医師の派遣というんですか、医師の確保っていうのは支障をきたさないか、ちょっと心配なんですけども、町長の見解をお聞きしたいとこのように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私から聞いたということのようですが、私は少なくともパイプとかいう言葉は使ったことはありません。そんな言葉は使いませんよ。まず、それ言うときます。

京丹波町病院、和知診療所及び歯科診療所は、古くから京都府立医科大学と関係病院とその時代の府立医大学長に歴代の町長・院長ともどもお願いに上がっております。

配慮っていうのは、常識的に言うてるんで、そんなこと殊更府立医大の学長が配慮いただいとるか、あるいは京都府知事さんの配慮いただいとっていつも言いますよ。それは。そういう意味で使ってるんであって、配慮があったから常勤医師が減った増えたというふうに認識なさってるとしたら、お願い事余り人生でなさってないなというふうにまずは思いますね。

本町の地域医療を今後も守り続けていくこと、医師確保については、引き続き京都府とか府立医大とかあるいは関係病院にいろいろと要望をしていくということであります。

今回の事件については、報道で知る範囲、村山議員とそのことは一緒だと思います。特に自分の思いというのはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 先ほどパイプっていうのは、ちょっと私がそういうふうに理解をしたんで、もしもお気に入らなかったら取り消しときます。パイプというよりは、非常に親身になってというんですか、聞いていただいとる人間関係ができてるといような意味をおっしゃっていたんで、そのようなことを申し上げました。

次に、質問事項の2のほうのマスコミ等の報道を通じての危機管理と対応についてお伺いをしたいと思います。

非常におこがましくて言いにくいんですが、人の振り見て我が振り直せとか、他山の石とか、有名ないろんなことわざがあります。事件や事故の報道を目にしたときに、他人事のよように傍観をせずに、我が身に置きかえて見てみるのが、危機管理の基本だとこのように思います。

そこで、最近のマスコミ報道にされた事故や事件について、どのように対応されたのかお聞きします。

まず、最初に、学校給食で大規模な食中毒報道がされましたが、これは教育長把握をされてますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お尋ねの記事は、内容としては当該市の給食センターが担当する幼

稚園、小中学校の園児、児童、生徒ら719人が下痢、嘔吐、発熱を訴え、和歌山県によってノロウイルスによる食中毒と断定され、当該センターが14日間の営業停止処分になった記事のことだと思いますが、もちろんのことそんなことはあってはならないことでもありますし、本町におきましては、日頃からこうした事故の防止に向けて普段の取り組みを進めているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今答えていただきましたけども、普段からやってるということですけど、特別こういうことをやってるというようなことはありますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まずは、担当しております職員の衛生管理、事故防止についての研修をこれは徹底してやっております。また、事故防止に向けての必要なさまざまな措置をとらせていただいています。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） つい最近ですけど、今まで考えられなかったような刻みの海苔ですか。ああいうものからも食中毒の原因があるということですので、今までの常識外の観念で検討しなければならないというようなことを思いましたんで、ぜひそういう方法をお願いしたいんです。

その次に、いじめの報道についてお伺いしたいと思います。

これは、いつとなしにずっと起きてまして、自殺までいってるケースがたくさんあるんですけど、そういうたくさんあるのはもちろんご承知やと思うんです。

そこでちょっとお聞きしたいんですけど、このいじめの調査をずっとやってるわけですけども、この調査が、本来はやはり早期発見、早期対策というのが本来の狙いだと思うんですが、学校管理者からしてみますと、その件数が増えるといかにも自分の学校が悪いような、間違った考え方というんですかね。そういうようなことで、その件数が隠蔽されているわけではないですけど、そのレベルを落として、本当は考えたらええのは上げて考えてるというケースがあるんですが、京丹波町ではそういう懸念はありませんか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご質問のように、そのような懸念を持たれるところがあるかとは思いますが、本町を含め、京都府におきましては、あらゆる子どもが訴える事例を全ていじめ

の認知件数として上げておりますし、そういう点では、京都府は全国でも認知件数が最も高い府県の1つと、本町も基本的同じ考え方であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 次に、認定こども園のことですけれども、これも新聞に載ってまして、認定こども園になりますと、職員の資格というのが保育士じゃなしに幼稚園教諭の資格がいるということなんです、これになったときに、今の保育士の方の資格がどうなっているのかお聞きをしたいとこのように思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 認定こども園になりますと保育所と幼稚園の両方の機能をもちますので、そこで保育指導にあたります職員は両方の免許を必要ということになっております。

現在、本町認定こども園に向けて移行措置をしております。正職員であります幼稚園・保育所ともども両方の資格を有するというので、開設時には両方の資格をしっかりとった形でできるように進めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 非常に結構ですし、1つよろしくお願いします。

その次に、文科省の天下りの報道があります。この件につきましても、当町の場合も当町から補助金が出てるような関連事業等への役場の職員の再就職が、私も二、三件知ってるんですけれども、この方々は町から補助金等が出てるということは、天下り行為の懸念がないのか、町長にお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方公務員法には、国家公務員法が禁じるあっせんや現職職員の求職活動に対する規制がありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 例えば、丹波地域開発に京丹波町の参事であった方が再就職されているわけですが、あそこへは町から金も出てますし、ちょっとそういう意味では理解がしにくいような点が町民の方にあるんじゃないかなという懸念があるんですが、そういうことであればそれで結構です。

それから、ちょっと飛ばしまして、時間がないので。次に、社会福祉施設で職員に

よる虐待行為が報道されてますが、当町ではそういうことはありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 最近のものでは、神戸市内の保健施設あるいは熊本県の障害者支援施設、神奈川県の特養老人ホームにおいての入所者への暴行あるいは暴言や利用者の所持金の使い込みなど、虐待事象や虐待の疑いが報道されております。これに基づいて答弁いたします。

虐待は、人権や尊厳の保持を侵害する行為であり、場合によっては命にもかかわる行為であることから、絶対にあってはならないこととして認識しているわけですが、こういう考えを関係者に伝えているということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そこで、丹波地区の住民の方からこんなお話をお聞きしました。

丹波地区にある施設に親族が入所されてまして、膝の上の骨を骨折されていたそうです。本人に聞いても、日頃お世話になってるということで詳しく言いたがらない。言わないということで、施設の関係者の方にもお聞きしたんですが、具体的な回答が得られない。

で、この方がおっしゃるのは、今まで非常に親身になって世話をしていただきましたんで、大げさにすることはないんやけども、こういうことがあったということを町も確認していただいて、絶えずそういう施設に牽制球を投げteていただくことは大事じゃないかとこのようにおっしゃってました。町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことは絶対あってはならんというふうに私自身思っております。そうしたことで、これ公の場なんで、もしこういう施設ですとかいうことを教えていただいたらきちんと対応したいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） また、あとで報告に上がります。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

次に、山下靖夫君の発言を許可します。

山下君。

○7番（山下靖夫君） 平成29年第1回京丹波町議会定例会におきまして、通告書に基づき

まして一般質問を行います。

1月の何十年ぶりの大雪により、農業ビニールハウスや家屋等の被害を受けられた皆さん方にお見舞いを申し上げます。資材が早く入荷いたしまして、一日も早い復旧ができることを願っております。

それでは、質問に入ります。

私は、5点について、町長及び教育長にお尋ねします。

まず、第1点は、町有林に関してであります。この質問の件は、私を始め、町議会議員の皆さんや町職員の皆さんに大変失礼ながら熟知されていないのではないかと思います、私は危機感をもって質問させていただきます。

平成26年6月議会において、町有林の所有権の移転登記がされていないことを一般質問いたしました。その後も気になっておりまして、当時の行政と町民をつなぐパイプとして、その時代その時代の町の息吹きを刻銘に刻んでいます広報みずほを今この質問書の裏へ付けてもらっておりますが、縮刷版に目を通しましたら、昭和55年3月号発行の第225号のページに財産区の体質改善という記事の中に、財産区の山林保有状況が表で掲載されておりました。財産区ごとに直営林で桧山が357ヘクタール、梅田が169ヘクタール、三ノ宮が131ヘクタール、質美は153ヘクタール、合計810ヘクタールとあり、この表は各財産区が直営林を町へ移譲する前の数字か、それとも移譲した後の数字であるかをお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 広報みずほ第225号に掲載されています各財産区の山林保有状況の表中の数値は、財産区が町に譲渡した後の数値です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） ただいまも数字が譲渡した後の数字だということであります。

残りが810ヘクタールで、その前の300ヘクタールは譲渡した4財産区であったと思います。かなりの割合の面積が山林を町に譲渡したことになるわけです。

55年当時は、まだマツタケの発生もあり、各財産区ともマツ山以外の山を譲渡したのではないかと推測します。

しかし、当時の役員さんのほとんどはもうお亡くなりになっておられます。その当時としては、大変な決断ではなかったかと想像いたします。

次に、その譲渡の背景には、昭和40年代に入り大幅な外材の輸入やオイルショックによ

る需要の急落から木材確保の低迷で、財産区の財政は急速な大縮小を図らねばならなかった。町の基本財産の強化と財産区の体質の改善を期する必要が認められ、昭和５５年２月に２６筆を瑞穂町に拠出し、組織や財産区議会が財産区管理会に移行しました。その後、１７年に３町は合併いたしまして、当然瑞穂町から京丹波町に引き継いだ登録されているはずのものが、まだ所有権の移転登記がなされていないものがあり、その理由を質した経緯があります。

確かに、前回の質問において登記には分筆が必要で、その土地に隣接する所有者の方との境界確定や地積測量図などの作成に膨大な経費と期間を要するということでした。膨大な経費とは幾らですか。またどれぐらいの期間がかかる見込みですか。お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山林の分筆にかかる経費、金額をお尋ねですので、数千万円に及ぶと試算しております。

登記を完了するまでにかかる期間につきましては、数カ年にわたるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○７番（山下靖夫君） 次に、町有林の状況について質問いたします。町が譲渡を受けた当時の山林はスギ、マツやヒノキ、雑木が主でした。マツ食い虫や風雪などにより、山の状況が大きく変化していると思う。昭和５５年まで村民が一生懸命育てた譲渡した町有林は、今現在どのような状況かお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町有林では、スギ、ヒノキを中心とした人工林に対して、森林環境保全整備事業など、国の補助事業を活用しまして間伐、枝打ち及び獣害防護などの森林整備を実施しております。

町有林の樹種及び樹齢につきましては、スギは１４年生から１０４年生まで、ヒノキは１４年生から１０８年生まで、アカマツが４０年生から１０９年生までとなっております。また一部では広葉樹も生育している状況にあります。

合併後は、分収造林契約に基づき預かっている森林を中心に施業を行っております。昨年度でおおよそ分収造林の手入れも行き届いたことから、本年度からは町有林の施業にも着手しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君）　ちょっと申しわけないです。ちょっと質問が飛んでしまいました。

今、先ほど分筆に経費は数千万円、またかなりの年数がかかるようにおっしゃいました。

私は所有権の登記で大変苦い経験をしております。山林2筆買いまして、売り主に登記をお願いしましたが、秋が済んだらしようか、買ってもらってるから手続をするというように言っておられましたので、なかなか登記には至らなかった。かたい方でありましたので、そのうちに登記にかかってもらえるものと思いつつ、10年、20年が過ぎた。そしたら本人が亡くなられてしまったわけです。今もそのままになっています。売ったということが子どもさんにも伝わっていない。領収証が手元にあるが、どうしようもないのであります。

私個人と町とは別かもしれませんが、譲渡を受けた山林は町の財産であり、所有権移転の登記がされて初めて町の財産になり、町民の財産になるのです。経費がかかるなら、年次的にも少しずつでも登記をされてはどうでしょうか。お伺いをいたします。戻って済みません。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　おっしゃるとおりの面が90%かなと思ってるんですが、あと10%で逡巡しております。確かにこういう財産については、経費が何ぼかかるさかいにいうて所有権の移転登記をしないということはよくないというふうには思います。

ただ、本当にここに書いているとおりの、この経費だけじゃなしに多くの人に立ち会ってもらって、一部やったことあるんですけど、本当に境界確定するための作業というものがみんなわかっているだけに、ちゅうちょしているという現状です。

それでも前回も山下議員さんからこの話は質問してもらっているんで、ちょうど国も境界をはっきりせいというような一つの考え方が示されていますので、そういう制度を利用して、できるだけ片づけたほうがよいなというふうに思っていることだけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君）　山下君。

○7番（山下靖夫君）　今、町長のおっしゃったとおりの、私もいつまでもほっておいても、形はつくもんでないと思うんですよ。できたら早いときに、やはり登記をしてもらったほうがいいんじゃないかというふうに希望しております。

次に、町有林に及ぼす町財産の不動産は、町職員も議会議員も共有する必要があります。

特に、山、山林は遠のけば木の成長や倒木の被害の様子もわからず、隣地との境界も迷うことがあります。合併後、町職員がそれぞれの山の現場踏査、木の成長の状況や境界線の確認など、どれぐらい実施されてきたかお伺いいたします。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現場踏査につきましては、施業対象地を選定するときに実施しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 木の成長から比べますと、職員も議員もどんどん早く交代していきます。旧瑞穂町時代、平成4年4月に当時の森林組合の職員の案内で担当課と議員で町有林を一日がかりで現場踏査をしたことがあります。その案内役をしていただいた方も高齢になられた。誰が町有林の境界を知っているのか。個人の山でもおやじが知っていても、子どもは知らない。山があることすらも知らないという時代であります。

山の境界を伝えるには、親、子、孫、三代と一緒に行けと言われるぐらい本町でも職員が順々に受け継いでいく体制が必要と思うが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に今、そういう現状、経緯をご承知の方が多少でも存命のうちにいろいろと予算を組んで、そういう方の協力を求めて、境界を明確にして、そして登記をするということに尽きると思っております。

ちょっと後ろ向いて、今話したんですが、政府与党の中で環境税をたしか平成30年ぐらいに実施したいというような説明を受けました。その際、都会の人がそれを負担されて、山を持っている地域に交付されるわけですけど、境界がはっきりしていなかったら、交付税が決まらないというような意味の説明を受けたことがあります。

特に京都府は、非常に遅れているわけですけど、京都府からもそういう指導を受けているし、国もそういう考え方を示しているということで、役場の中でしっかりと研究しまして、できるだけ早く取り組みたいなという思いに至っております。そんなことで、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） そのような情勢が来つつあるということですので、できるだけ早く境界を明確にして、やっぱり交付税がいただけるような京丹波町になってほしいと思います。

次に、教育長にお尋ねします。

平成27年11月策定の森の京都「京丹波の森づくり」マスタープランで、町内の小中学校において、積極的に森を舞台とした植樹や間伐体験等、環境教育、木育の推進に努め、豊富な森林資源から多くの学びを得る仕組みを構築しますとあります。

子どものころから、大自然や山に親しみ、森に触れ合い、関心を持つことは人生において、

また都会の子どもには体得できない田舎のはかり知れない宝物の体得であります。ふるさとを愛し、山を愛し、それが親、先祖を敬う心とつながっていくのではないのでしょうか。

そこで、教育長にこの１年間どのような取り組みをされたかお尋ねします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

小学校では、昨年５月６日に和知小学校に緑の少年団を結成いたしまして、それを受け、１０月には緑の子どもサミット、これは全国育樹祭に参加する機会を得ました。また、北海道下川町下川小学校との交流、また森の学び講演会などを実施してきたところであります。

また、中学校では、「里山～人と森の調和と共生～」ということのをテーマに、須知高校や京都大学と連携した取り組みを行いました。

須知高校の竹林整備作業、「年輪の秘密を知ろう」をテーマにした学習、そのほか、チェーンソーの体験、まき割り体験、そして「里山の秘密」と題した京都大学院生による講義を受けるなど、里山の役割などを学んできたところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○７番（山下靖夫君） いろいろとお取り組みいただいていることに敬意を表します。

私は、中学校から高校時代にかけて、毎年夏３回、村の財産区の山の下刈りに行きました。暑いししんどいし、またハチに刺されることもあり、長柄の鎌を研ぐことを覚えたり、山で食べる弁当のうまさ、作業を終え、下山するときの満足感など、今も鮮明に残っております。

その体験があればこそ、山を愛し、山に関心を持つ、今日の一般質問につながっております。だから、ぜひとも今後におきまして、子どもたちに体験をさせていただきたいのであります。

次に、２番目の質問に入ります。新庁舎建設についてお尋ねします。

１２年前の３町合併協議会では、その当時、来年１０月に出発するに当たって、庁舎を今からどうこうする、大規模なことを考えるということは、到底用意のできるものではない。現庁舎並びに公の施設を有効活用しながら、新体制、新しい議会で、その中で踏み込んだ議論がなされて、円滑な行政の砦として考えて決められるという結論であったと思います。

そして、今日、建設機運が到来し、新庁舎建設の運びとなり、町民も建設を期待しているところであります。

先日、２月２２日の全員協議会におきまして、新庁舎建設基本計画の説明を受けました。

議員からいろいろな質問や意見もありました。お互いの考え方や理解の仕方も違うなど聞いておりました。合併特例債も年々減額されていき、先々財政は大変厳しい時代になってきます。私は余り無理のない庁舎建設が第一であると考えております。

ぬくもりを感じる木材を中心とした建築計画であり、建築に町有林のヒノキ、先ほどもスギ、ヒノキにおきましては、１００年前後の樹齢を持ったものがたくさんあるようでありま
す。それらを全面的に活用されまして、少しでも建築費用を抑えていくべきだと思いますが、
町長にご所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町新庁舎建設基本計画においては、新庁舎の構造は、森林を多
く有しています森林資源を産業として育成する取り組みを進める本町にとって、地元産木材
を使用した木造または木質化に工夫した新庁舎がふさわしいと考えております。

構造計画は来年度の建築設計の中で決定してまいりますので、構造等が決まった段階で必
要となる木材量、あるいは仕様を考慮して、調達について検討をしてまいります。

町内には、町有林、あるいは民有林ともに収穫期を迎えている森林が多数あります。原木
調達に当たっては、京丹波町全体における森林の循環を図るため、町有林の活用だけではな
く、民有林も含めて、最適な調達について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○７番（山下靖夫君） そのように町有林、民有林も含めましての町全体としての活用という
ことを考えていただいているようであります。ですから、町有林はもともと町のもんですか
ら、もとはただですから、できるだけ利用していただいたほうが私はいいんじゃないかしら
と思うんです。

次に、３番目の不伐の森について、町長にお尋ねします。

この不伐の森は、旧瑞穂町時代の条例で八田地内の山林１８．７０ヘクタールを区域指定
してきたものであり、京丹波町でも引き続き区域指定がされております。その不伐の森の現
況を樹種、樹齢を含めてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 不伐の森は、八田大砂利２番地４の一部と、１２番地９を「京丹波町
不伐の森条例」により指定しております。

その現状ですが、樹種はスギ、ヒノキ、アカマツのほかに広葉樹が生育しております。ス
ギは４６年生、ヒノキは４５年生から４９年生、アカマツは４５年生から５４年生となつて

おります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） その不伐の森なんですが、現在下刈りや周辺の整備はどのように行われているかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在でございますけれども、詳しい内容はちょっと把握はしておらないところではございますけれども、町としての整備としては、現在のところは行っていないというような状況でございます。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 今後における不伐の森の目的は、本町が永遠に緑豊かな町であることを願い、永久に伐採することのない巨木の森をつくり、町民の永久財産として保存し、将来に貢献するとともに、広く森の大切さを提唱をすることとあります。

今後にどのような取り組みをされるつもりかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後の取り組みですが、木材生産のみならず、森林が持つ保健・レクリエーション機能、あるいは文化機能が十分に発揮される森林であります。今後も周辺の観光施設と連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 不伐の森は美しく大きな木を育て、広く町民や多くの町外の人々にも、また小中学生にも触れ合ってもらい、幸い近くにはグリーンランドの運動施設やゴルフ場もあり、広く府民の皆さんに開放していくことがよいのではないかと思います。

先ほども町長のお話の中に、観光にもというふうなお言葉がございました。やはりこれは広く町民、並びに府民の皆さんに見ていただいて、本当に森のよさを知っていただくいい場所だと思います。

次に、4番目に農林振興課の係改編についてお伺いします。

本町は森林率が約83%、2万5,042ヘクタールと豊富な森林資源に恵まれており、古くから木材生産のほか、マツタケ、クリ、シメジ等特産物の生産の場として産業構造上でも重要な役割を果たしてきました。

しかし、林業は長期的な採算性の悪化、森林所有者の施業意欲の低下、高齢化、担い手不

足、特に大きな収入源であったマツタケが皆無に等しくなってしまった。本町は農業関係に比べ、林業の取り組みが森林面積が広大な割には手厚い対応ができていないように思います。林業は50年、100年の息の長い施策、地道な取り組みが必要であります。

特産のマツタケは、幻の特産物にずり落ちてしまいました。マツタケ増産の研究や林産物の取り組み、里山ににぎわいを取り戻すことが大切であります。

いよいよ本年から本町もバイオマス産業を軸とした環境に優しい災害に強い町、村づくりを目指していく京丹波町であります。多くの森林資源を活用し、きらっと輝くまちづくりになるために、農林振興課の農林振興係を農業係に、農林事業係を森林係に、専門分野別の係に改編し、森の京都にふさわしく林業関係の振興の発展に取り組むべきではないかと思いますが、町長のご所見をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年4月から産業振興課から、商工観光部門を分離、拡充し、現在の農林振興課としての体制で業務を推進しているところであります。

現体制では、農業・林業における振興施策を担当します農林振興係と、農業基盤整備や林道の開設など、主に工事関係を担当します農林事業係の2つの係で、事務事業の推進を行っております。

農業及び林業の振興に当たり、例えば、有害鳥獣駆除に関する取り組みなど、その双方の連携が不可分なものもありまして、その係体制のあり方につきましては、各種事業を精査しながら検討することが必要であると考えています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 今の町長の答弁でございます。逆らうわけではないんですけれども、やはり83%の森林のあるこの京丹波町、やはりもっともっと力を入れてもらって、この森の京都というこれにふさわしいこの地域にしたら、もっともっときらっと京丹波町が光るんじゃないだろうかという思いで質問をしておりますで、今後とも関連のある仕事はあろうかと思いますが、やはり専門的な林業係というものをつくっていただいたほうが仕事に取りかかりやすいんじゃないかというふうな気がいたしますので、意見を述べたわけでございます。

次に、5番目に教育長にお尋ねします。

今年は何十年ぶりの大雪で、1月16日月曜日、17日火曜日、また同じく23日の月曜日、24日の火曜日、2月10日の金曜日の5日間、小中学校が臨時休校になりました。

また、風邪により学級閉鎖もあり、3学期は登校日が少ないこともあるため、必要な授業

時間の確保に影響が出ているのではないかと思います。ひかり小学校や瑞穂小学校では土曜日に授業がありました。和知小学校や蒲生野中学、瑞穂中学、和知中学の状況はどうであったかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 休校によりますいわゆる授業時数の確保ではありますが、学習指導要領に定められた授業時数を確保するため、今も幾つか事例もございましたが、各小学校ごとにその実情に合わせて、まず年間計画の中で持っております予備時数の活用、それからご紹介のありました土曜日への振替授業、また、校内で6時間のところを7時間授業にするなど、こうした回復措置により必要時数の確保をそれぞれの実情に合わせて進めているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 残り少ない授業日数であり、先生方のご苦労は大変であったと思います。子どもに無理のない授業を行うことができたかどうか教育長にお伺いします。

特に、中学校におきましては3年生は高校受験前でありましたので、影響がなかったかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 中学校の受験、現時点まででは、私学受験、それから公立高校の前期選抜、各校にその実情を聞いておりましたら、受験に影響のないところで、それぞれ工夫をして、無事に受験が終わったと、そういう報告を受けております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 次に、雪による臨時休校もあったが、降雪による危険な箇所や通学路の変更があったかどうかをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 休校明けの通学路の状況ではありますが、通学路については、歩道、学校周辺など、保護者や地域の方が本当にご協力をいただきまして、除雪の取り組みにお世話になりました。特に1月16日、17日の除雪については、近年まれにみる降雪となり、通学路、あるいは通学バスの経路で倒木により除雪ができないとか、そして通学バスが通行できないといったような箇所、あるいはまた除雪により道幅が狭く、離合もできないというような箇所がかなり出ました。特に通学バスにつきましては、臨時的に小回りのきくワゴン

での運行、あるいは通常とは異なるコースでバスを運行していただくなど、臨機応変な工夫をいただきました。そういうこともございまして、授業再開となりました1月18日には、ほとんどの学校で通常の時間どおりの授業ができたところであります。

また、学校では、子どもの安全な登校を確保するため、教職員による登下校の引率、あるいは危険箇所での見守り、巡回なども実施をしたところであります。

また、保護者の皆様にも児童の送り迎えをしていただくなど、さまざまなご協力をいただいて、安全な通学が確保できたということでもあります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 思わぬ大雪で、それぞれの対応が大変だったと思います。

今もありましたバス通の方で、臨時的にコースを変えてというふうな処置もとられたようでございます。安全面からどうであったか、これもしも事故等があれば、大体、バスの運行経路が決まっているんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうだったんですか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 経路につきましては、私どもは運行の権限はございませんので、運行いただいている関係課とご相談をさせていただいて、そういう措置をとっていただいたところであります。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） ありがとうございます。

橋爪地内で国道の横に狭い歩道があるわけなんです。保護者や近所の方が雪かきをしてくださいました。そしたらね、その後、国交省の除雪車が来まして、重たい雪をがっとな歩道の上にまくり上げるんですね。そうしたら、我々としてはどうしようもない重たい雪ですから、これで子どもたちは仕方なく、また普通の一般の歩行者も車道を歩かなければならないという現状がございました。ほかにもこんなところはなかったんでしょうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今回のこの大雪による影響については、教育委員会としても各小中学校にその状況について、写真も添えて報告を求めたところであります。

今おっしゃっていただいたような事例もほかにもございました。学校としては、地域の方にもまたご協力いただいて、また除雪をすると。場合によっては、学校職員と子どもたち、中学生なんかが一緒になって除雪をするというふうなさまざまなところでのご努力があつて、子どもたちの安全な通学、おかげさまで雪による通学による事故等は一切なかったと、そんなふうに報告を受けております。

○議長（野口久之君） 山下君。

○7番（山下靖夫君） 幸い、そういうような事故がなかったと思うんです。

今も申したような例がありましたから、学校からもいろいろ情報が出てくるようなんですが、そういうような国交省との関係につきましても、やはり町なり教育委員会としてできるだけそういうことがないように、ご配慮賜るように、連絡をとっていただいたら、大変幸せだと思います。

以上、時間が大分ありますけれども、これをもって終了させていただきます。

○議長（野口久之君） これで、山下靖夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。2時50分まで、10分間。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

質問に入りますまでに、私からも申し上げておきたいことがございます。

1月14日から16日にかけての大雪で、農業用パイプハウス等に大きな被害が発生をいたしました。被災されました皆様方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っているところでございます。

それでは、平成29年第1回定例会における私の一般質問を通告に従いまして、行います。

1点目は、施政方針について、2点目は、除雪計画の見直しと除雪体制の整備等について、3点目は、臨時的雇用職員の労働条件変更等についてお聞きをいたします。

まず、第1点目の施政方針についてであります。子育て支援策として、小中学生の通学バス代の無料化を実施し、教育に係る家庭の負担を少しでも軽減するとしておりますが、小中学校給食費の保護者負担軽減についても、段階的に無償化を検討すべきでないかお聞きをいたします。

通学バス代の無料化によりまして、義務教育では公金として町会計に納入しなければならないのは、給食費のみとなりました。通学バス代は一部の児童生徒であります。給食費は児童生徒全員が対象であります。年間1人当たり5万円で3人在学しているとすれば、約15万円の保護者負担となってきます。

子育て支援として給食費の無料化は2015年11月調査によりますと、全国的には19

9市町村で行われておりまして、44自治体で小中学校とも全額無料化となっております。
2011年調査の4倍に増える傾向にあります。

近隣県では、相生市が全額無料化、九州地方が非常にその無料化が進んでおりまして、7県の全233市町村の約3割の64市町村が全額または一部を補助しているということでございます。段階的にと申しますのは、例えば他市町村の例でいきますと、小学校1年と中学校1年が無料、第2子以降が半額、または一律100円補助から始めて、完全無料化したケースなどありますが、保護者負担の軽減を図る考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お尋ねの学校給食の無料化等についてのご質問ですが、学校給食については、現時点で学校給食法という法におきまして、保護者負担を原則としているというそういう定めもございますので、本町におきましては、現時点では検討の時期には至っていないと今のところ、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 本町は以前にも申し上げましたが、給食費が平成27年度収納率が97.84%ということで、全国平均よりもかなり低い状況にあります。これが、やはり給食費の負担が困難な保護者がおられるのではないかとこのように思いますが、そういうことがあれば、やはり子育て支援の意味からも補助すべきではございませんか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 収納についてもこれまでご指摘もいただき、給食費の収納率のことも踏まえてでもありますが、要保護、準要保護については、従来のやり方から直接現物支給というようなやり方として、保護者への収納率も上げ、子どもたち、保護者への行政サービスをより向上すると、そんなような努力をこれまでしてきたところであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 今回、通学バス代でありますし、昨年は高校生の医療費の無料化が実施をされたところでありますが、これは、隣接の南丹市でも既に両方とも実施済みでありまして、そのレベルに引き上げた対応策ということでありますので、やはり子育て支援というのは、今一番重要な課題でございますので、やはり、近隣市町の状況に合わすのではなく、やはり町独自で先進的な取り組みをすべきではないか、その所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、ご指摘のようなことは、特に子どもの貧困、あるいは少子化へ

の対応等から見るときに、子育て支援の充実は必要であると町長もそういうふうに申しただいております。ただ、他面では、優先順位もありますし、財政上の問題もありますので、それらを総合的に勘案して、可能な限り子育て支援の充実に教育委員会としても努めていきたいとそんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 次に、商工業の振興では、企業誘致を推進するとしていますが、蒲生蒲生野４２３番地他の造成地に進出を計画している企業の動向と今後の見込みについてお聞きをいたします。

以前に農業関連の企業が進出するということで、約８，０００万円の事業費で工業用地を造成し、そのアクセス道路も４，０００万円ぐらいかけて改良したということでもありますので、かなりの資本投資をしてるわけでありまして、平成２７年度中に用地を契約し、２８年度には工場の建設等が始まるということをお聞きしてまして、大きな期待をしておりましたが、その後、何ら説明もございませんし、企業の動向と今後の企業誘致の見込みにつきましてお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、協議を進めています案件は、大阪市に本社を構えます電子制御部品のメーカーで、新たに農業事業に参入しようとしている企業で、事業としては大型ビニールハウスで主にイチゴやトマトを生産する施設栽培の農業事業になりますが、相手企業の諸事情により協議が膠着している状況にあります。

町としましては、相手企業との協議を引き続き行うとともに、別の方向性や可能性も見出していく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） ただいまの答弁をお聞きしていると、大阪の電子製造メーカーの企業が進出しない場合は、ほかのそういう企業の誘致も目指していくというようなことで、そういう理解でいいのでしょうか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほど町長のほうからご答弁がありましたように、もうしばらく、今予定をしております企業と最後の詰めをさせていただいて、その上でもし難しいということであれば、違うところに考えていきたいというふうに思っております。

まだ正式ではありませんけれども、別の生産性を伴わない事業者のほうからも、活用をと
いうようなお話もいただいております。まだお話の段階ですので、全てを公表するわけには
至っておりませんが、そういうふうな形で違う方向も一定目指しながら取り組んでい
きたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 町長は、企業誘致に関する議会答弁で、水が確保できたら企業誘致
に取り組みたいというふうに述べられたように記憶をしていますが、畑川ダムからの取
水で水は確保できてますので、やはり町長の幅広い人脈を生かしていただきまして、みずか
らトップセールスで企業誘致に取り組まれる考えはないか、町長にお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに水がないときには、水ができれば企業誘致に今まで以上に頑張
りたいという気持ち述べていると思います。また、これからの企業誘致についても、自分か
ら進んで企業訪問、あるいはここでお迎えする等の努力を継続していきたいと思ってるん
ですが、大体わかってきたことは、京丹波町、企業を誘致するには、企業を迎えるための団
地なんか持ってる場所があったり、あるいは、滋賀県の様子なんか聞くと、非常に難しいな
というふうには思っております。ただ、今までお声いただいたところにはすぐ足運んで、いろ
いろと京丹波町のよさをPRしてるんですけど、有利なのは、はっきりしてることは、食
品を取り扱う企業、あるいは、食材を生産する企業というふうに私自身思っております。そ
うした視点でいろいろと関係していってほしい方に仲介をお願いしたりして、これからも企
業誘致には一定頑張っていきたいという思いでおります。

綾部が非常に企業誘致盛んにされて成功してますので、京丹波町で住居を構えて、通勤し
てくださいとか言うて、綾部市とそういう協議をしたりしてるんですけど、駅前の駅裏に
なるんか、団地についても、綾部市で働かざる人も含んで、ぜひ売却を進めたいというこ
とで、綾部市役所に説明書を置かせてもらったりしているというような現状でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、観光振興では、仮称京丹波町ロケーションオフィスを平成2
9年4月に設立し、地域の活性化や観光振興を図るとして、昨年は2回のロケが行われまし
たが、今後のロケとロケ弁当販売の見込みについてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ロケ誘致の取り組みであります。映画やテレビドラマなど4件の問

い合わせがありまして、京丹波町へのロケ誘致に向けて鋭意取り組んでまいります。

特にさまざまな映像関係者と常に連携を密にしております、さまざまなロケのチャンスを逸することなく、一つでも多くのロケを京丹波町に呼び込めるように取り組んでまいります。

また、ロケ弁の取り組みですが、昨年10月5日にロケ弁開発事業に係る説明会を開催しまして、6つの事業者様に参画いただくこととなりました。それ以降、ロケ弁の基本的な条件とか、通常販売を見据えたロケ弁の開発など、さまざまな課題に関する研修会議を重ねたところでございます。間もなく各事業者の方から京丹波町の食材を生かし、工夫を凝らしたロケ弁を提案いただくこととなっております。その上で、専門知識を要した料理家の方や、販売流通に精通した事業者のアドバイスや協力をいただいて、さらに魅力あるロケ弁づくりにも取り組む予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 京丹波町のロケ地のPRであります、私も最近知ったのですが、京都府内のロケ地等を紹介するロケスポット京都というホームページがあります。これは各市町村のロケ地が紹介されておまして、京丹波町は、琴滝、それから質美八幡宮、旧須知小学校の3カ所が登録されております。それで一番メーンの安井のロケ地はなぜか登録がされておられません。したがって、やはりPRのためにも早急に登録するべきではないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今、議員さんのほうからご指摘がありましたように、私もその分については把握不足ということでございますので、議員ご指摘のとおり、安井のロケ地については、町の中心的なロケ地でもありますので、関係機関と早急に協議をして登録に向けて取り組みを進めたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） もう1点、2月24日の府議会の一般質問で、上倉府会議員より、映画等の撮影誘致について質問がありました。この質問については、児島商工観光労働部長より答弁がありまして、詳しく京都府の映画等の誘致の取り組みについて答弁がございました。見られましたかどうか、見られとったらまたそれでいいんですが、見られてるかどうかお聞きします。その中で、京丹波町の安井のロケ地の整備につきましても取り上げていただきまして、支援し、全国で上映される映画が撮影されたというふうに答弁が紹介をされてお

りました。一般質問の質疑の録画中継が府議会のホームページにアップされておりますので、京都府の方針等もございますので、今後のロケ誘致の参考にされる考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 私もまだその部分については確認をしておりませんので、常々京都府さんのほうからもご支援をいただいております。そういう趣旨のもとに、京都府の幹部の方が発言をされているということですので、その協力体制のもとに今後、確認をさせていただきながら進めたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） もう1点、今後、4件の問い合わせがあったということで、近々あるんちゃうかなと思て楽しみにしとるんですが、今後行われるロケにつきましては、やはり町内外に広く情報提供を広報し、やはり、町外からも見に来ていただけるという、やっぱりそういう効果、地方創生につなげていかなければなりませんし、また、ロケを見学された方は、今度は公開される映画も見に行かれる人が多くなるんじゃないかなということで、次のロケにつながってくると思います。今後の情報提供のあり方等についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 当然おっしゃるように、京丹波町が映像文化のまちということで取り組みを進めておりますので、そういった分ではいろいろな情報媒体を使ってPRをしたいというふうに思っております。予定ではこの4月にロケーションオフィスを立ち上げるということにしておりますので、京丹波町の仮称ですけれども、ロケーションオフィスのホームページも同時に立ち上げるということですので、これまでの映画の実績のPR、それから、町内に安井以外のロケ地に適したような場所の紹介等々ホームページで紹介をしていきながら取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、活力ある地域づくりや、地域の課題解決に向けて、引き続き地域支援担当職員を中心に地域の活動を積極的に応援していくとしておりますが、区・自治会役員の高齢化が進んでいることから、パソコン処理などの事務的な負担が重くなってきております。希望する区・自治会への役場OB職員等を支援担当員として配置する考えはないかお聞きをいたします。

このことにつきましては、区長さんが一番困っておられるのは、配付文書等の作成でありまして、区長になられて早速意気込んでパソコンは購入されるんですけども、なかなか使い

こなせへんというようなことを聞きますし、結局、子どもさんとか、ほかの方にそういう文書作成をしてもらわれていると、ケースがあるというふうに聞いております。区の事務等の円滑化が進むことにより、役場業務もスムーズに進んでいくというふうに思いますので、役場OB職員等を支援担当員として配置する考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人口の減少により、地域の担い手が減る一方で、地域は豊かな人生経験、あるいは知識や技術を持った方もいらっしゃると思います。そのような方々に地域にかかわっていただくことが個人のやりがいや生きがいにつながるだけではなく、地域力の向上や持続可能な地域づくりの構築にとって重要だと考えます。まずは、地域内での人材の育成、確保を進めるということが大事だと思っておりますが、そのような取り組みに対しまして、役場本町と両支所に配置しております地域支援担当が支援させていただくこととしております。地域の困り事などについて、気軽に地域支援担当に相談いただきたいと思います。

このようなことから、区や自治会への支援担当員の配置は現状では考えていないということとであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、財政面では、財政の健全化対策として、自主財源である地方税の確保においては、京都地方税機構と十分連携し、収納率の向上に努めるとしてありますが、各種使用料等の税外収入も公平と財源確保の観点から特に収納率が悪い、水道料金、下水道料金、町営住宅使用料、給食費の徴収率の向上を図るべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 使用料等の税外収入につきましても、税同様収納率の向上に努めることはもちろんのこと、公平公正な観点から各担当課において、未収金の抑制に向けた納期内納付の推進、納付しやすい環境づくりなどの対策を講じることなど、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 収納率向上対策としましては、やはり担当職員の収納知識の向上を図る研修を行うとか、例えば外部専門家に来ていただいて、研修を受けるとか、収納対策委員会というのが設置されてますんで、そこに委員として加わってもらって、収納率向上を図る考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆会計管理者。

○会計管理者（下伊豆かおり君） 収納率向上対策委員会としましては、先ほどおっしゃいましたように、職員の研修を大きな柱として行っておりますので、その手法については派遣、また内部での研修等についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 第2点目は、除雪計画の見直しと除雪体制の整備等についてお聞きをいたします。1月14日から16日にかけての大雪によりまして、国、府、町道等の状況については、ご承知のとおりでありますので省略しますが、近年にない記録的な積雪で通学、通勤、通院、買い物などの町民生活等に大きな支障を来したところであります。この教訓を生かしまして、大雪に対する備えが必要と痛切に感じているところであります。

最初に国道の除雪計画の見直しであります。やはり町営バスの運行時間までに国道9号及び27号の除雪を行うことを国交省に要請されてるかもしれませんが、要請すべきではないかというふうに思います。

国道9号及び27号はほとんどが町営バス路線ですね、停留所ないところもありますが、そこ路線になってると、走ってるということでありまして、府道とか町道がきちっと除雪されていても、国道が除雪されてないということになると、町営バスの運行はできませんし、町営バスが運休しますと大きな影響があるわけでありまして、小中学校の多くが通学できなくなり休校になってしまうというようなこともございますし、また、自家用車とかが運転困難な大雪のときこそ、町営バスを運行してほしいとの要望もございますことから、国道9号及び国道27号の除雪を行うことを国土交通省に要請すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町へ寄せられましたご意見もあわせまして国土交通省へ要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それでもう1点国道関係ですが、国道9号の蒲生交差点から、観音峠までは京都国道事務所の管轄であります。1月15日一番積雪が多かったときですが、日曜日ですね、午後に除雪車が入ったと、除雪が行われたというふうに聞いております。一方、国道9号の蒲生交差点から福知山市境と、国道27号は福知山河川国道事務所の管轄でありますので、その辺の除雪状況が把握されておればどんな状況であったのか、いつ除雪車が入ったのか、わかっておりましたらご答弁お願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 議員が申されましたように、国道9号線の蒲境を境に、南部のほうを京都国道事務所、北部のほうを福知山河川国道事務所ということで、管轄が違ってあります。また、除雪会議につきましても行われておるわけですが、福知山の北部のほうにつきましては除雪の会議があるわけですが、南部のほうはそういうふうなものは開催されていないということで、除雪の状況も一業者がされるということで聞いてはおりますが、その点南部側の除雪につきましては、例年にない雪でしたので、除雪のほうが遅れたというふうに聞いておりますし、いつ頃にどのあたりをどのようにかいたというようなことはちょっと把握までできておりませんが、今後につきましては、両事務所に対しまして、要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、須知高校への通学路である国道9号歩道の除雪を通学時間帯までに行うことを国交省に要請すべきではありませんか。

須知高校は1月16日、この日も結構20センチぐらい積もったと思いますが、月曜日大雪警報が発令されておりましたが、通常どおり授業が行われています。登校の状況を須知高校に問い合わせましたところ、半分以下の出席であったというふうにお聞きをしています。

自転車通学とか、主に自家用車で送迎、送ってもらってる生徒の欠席が多かったようです。また、通学路になっておりますこの歩道は、自転車はもちろん、徒歩でも通学が困難な、歩行が困難な状況であったのではないかというふうに推察をしております。こういう状況からしまして、大雪警報が出ても臨時休校にはならないと高校の場合は、ということでもありますので、やはり、どのような方法でもこの除雪をしなければならんなんというふうに私は感じておりまして、管轄はしかし国交省でありますので、国交省にこの通学路の歩道の除雪を要請すべきではないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） さっきと同じように、国土交通省に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、竹野小学校への通学路である国道9号歩道の除雪を通学時間帯までに行うことを国交省に要請すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 竹野小学校への通学路の国道9号歩道の除雪についても、通学時間までに除雪してもらいたい旨、要望したいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、1月16日月曜日の午後8時30分頃に、観音峠が一時的に渋滞したということを聞いております。先ほど重なってしまうんですけど、国道9号の観音峠の、先ほどは町営バスの路線と言いましたが、今度は国道9号の観音峠の除雪を通勤時間帯までに行うことを国交省に要請すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 観音峠の除雪についても、通勤時間よりも早く除雪してもらうように国土交通省に要望してまいりたいと考えます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、国道9号蒲生交差点から、縦貫道丹波インター間の上下線の右折レーンの除雪を行うことを国交省に要請していただきたいというふうに思っております。10日経っても1月26日時点でも残雪がありまして、右折レーンに車線変更しても、交差点の真ん中の辺で残雪がありまして、走行車線に車線変更しないと右折できないという危険な状況がありましたので、右折レーンの除雪を行うことを国交省に要請する考えはございませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この件についても、国土交通省に正確に伝えて要望したいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、府道の除雪計画見直しであります。

丹波地区の府道は除雪路線でないと聞きますが、町営バスの運行時間までに丹波地区内府道5路線の除雪を南丹土木事務所に要請すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 除雪について要望すべきだと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、竹野、丹波ひかり小学校の通学路である府道篠山京丹波線及び、府道桧山丹波線の歩道の除雪を通学時間帯までに行うことを南丹土木事務所に要請すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 竹野小学校の通学路であります府道篠山京丹波線、また、丹波ひか

り小学校の通学路であります府道桧山須知線におきましても、関係課とも連携し、南丹土木事務所に要請をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 次に、町道の除雪計画の見直しと、除雪体制の整備についてであります。高性能の除雪車、また、凍結防止剤散布車を導入するなど、町営バス路線、通学路を最重点とした除雪計画の見直しをすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営バスや通学路など、町民の生活に密接する路線を中心に、町道の利用実態に合わせ、除雪路線計画をその都度見直すようにしてまいりたいと考えております。

また、現在町道の道路状況に応じた除雪機械をリースを含め、委託業者へ６台の貸し出しをしております。今後におきましても、除雪計画に基づき、新たな除雪機械の導入や保有台数についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 次に町道の除雪委託業者を増やし、丹波、瑞穂、和知地区、それぞれの除雪路線距離に比例した業者を割り当てるべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、除雪機械を保有している業者を中心に、委託契約しておりますが、町内業者の機械保有状況や、今後除雪に協力いただける業者の把握等した上で、迅速な除雪を行うため、体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 次に、民地の竹が積雪で倒れたことが原因で、約１０日間通行止めになった町道があります。ほかの路線でも倒木等による通行止めになった路線があると思いますが、道路に倒木のおそれがある、積雪ですね、道路に倒木のおそれがある道路区域内の樹木は常時、平常時に伐採し、また民地の樹木、竹等は、所有者に伐採の協力依頼を行うべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道路区域内の樹木等の伐採につきましては、降雪前にパトロールを実施し、対応するとともに、道路区域以外の危険な樹木の伐採についても町民の方へ広報等により周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、町内団体への除雪機等設置事業補助金交付要綱第3条第1項に規定する動力用除雪板の補助率を5分の4以内に、動力除雪機械の補助率を3分の2以内に引き上げるべきではありませんか。特に動力用除雪板はほとんどが町道の除雪でありますから、補助率を引き上げるべきと考えますが、その所見をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各集落の現状を把握するとともに、除雪機など設置補助金の見直し等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、町内団体等が行う町道の除雪作業に対し、出動手当、燃料費等の実費相当額を委託料として支払う考えはありませんかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各集落の現状を把握するとともに、協力体制の強化や支援を検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、今冬の大雪で、幼・小・中学校・園・保育所の駐車場や校庭などの除雪に大変な苦勞をされたと聞いております。職員の労力軽減等図るために、動力除雪機械を配置すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保育所ですけれど、子どもたちの通所時の安全確保のために、保育に支障のない範囲で、職員が人力で対応しました。除雪方法につきましては今後、業者委託についても検討してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 各小・中学校、幼稚園とも除雪範囲が非常に広大でありまして、今回の場合、地域の方あるいは地元の建設業者の方に大変お世話になりまして、除雪をすることができました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

動力除雪機につきましては、現在、和知小学校には配置をしております。今後、他の小・中学校についても、学校、園とも協議し、その配置について検討していきたいと思います。

以上であります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、高齢者世帯等で進入路の除雪が困難な世帯には、町職員等が除雪に出動していると聞いておりますが、今後ますます高齢世帯等は増加することから、現状の対応ができなくなるということを予測しております。高齢者・障害者・介護認定世帯等が購入する動力除雪機械を対象とした補助金交付制度を新設するべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 他府県において、昨年1月に歩行用除雪機による高齢者の死亡事故が続けて発生したことから、消費者庁より注意喚起が出されております。こうした事故防止と維持管理の観点から、機械に熟知された方に使用していただくことが一番でありまして、除雪機等設置事業補助金の活用をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 第3点目は、臨時的雇用職員の労働条件変更等についてであります。雇用契約期間中に労働条件を一方的に、しかも急に変更した事例はないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一方的に労働条件を変更した事例はございません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それではもう少し、具体的に事例を申し上げますと、例えば、週5日勤務の臨時的雇用職員の勤務日数を2日にする労働条件の変更ですね、一方的に相談もなく一方的にかつ5日前という急な通告をした事例はございませんか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この件につきましては、私どものほうに相談があったわけですが、一応勤務的な条件としましては、週月曜日から金曜日までの雇用でありまして、また、8時半から4時半までという勤務条件でもって、半年間の雇用をさせていただくという臨時の職員さんにありまして、その中で所属長と詳細な日程、日時ですね、勤務の日時等は所属長と協議をして決めるという条件になってございまして、必ずしも5日間フルにという条件ではございませんでした。その方が翌週を控えまして、今、篠塚議員言われましたように5日前ぐらいですけれども、次週から、次の月から週に2日プラスアルファというようなことで、勤務条件を変更の提示をさせていただいたということございまして、また、その折には、雇用者の方からも了解をいただいた上での、協議をした上での結果ということで聞

いているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 総務課長から今、ご答弁ございましたが、この方は了解ちゅうんか承諾はされておられませんので、申し上げておきます。それで、臨時的雇用職員さんにも生活設計というのがありますんで、勤務を2日にしてくれというのを5日前に言うちゅうのは何が何でも短いのではないかなと、通告のこの期間がですよ。ですから通常最低1カ月ぐらいの配慮が必要ではなかったのかお聞きをいたします

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 6カ月間という雇用の条件での採用をさせていただいているという状況の中での勤務条件の変更ということでございましたので、確かに、通知の期間というのは非常に短かったというふうにも判断をされるところでございますが、最終的にはご理解をいただいたというふうにも、担当のほうからも聞いておりましたので、相互がそういうふうに協議をし、理解をしたものということで、対応したというふうに理解をいたしております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） ちょっと先ほどの、今の前の答弁でもう一回確認しときたいんですけど、通告から5日後にもうフルから2日でよろしいよという通告、来月からじゃなくて、月の途中なんです。具体的に言うたら例えば14日に通告して、19日から2日でよろしいよいうから5日間ですね。そういうことを変更されたんじゃないかなと思うんですが、その辺ちょっと確認します。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今、篠塚議員がおっしゃいましたように、月の途中であったというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それで、6カ月間の雇用であるので、労働条件の変更はできるということで、所属長の権限でできるということで、臨時的雇用職員に関する規程にもそのようなことは載っておりますが、この今の件の労働条件の変更について、この労働問題の専門家に、この臨時職員の方は相談をされております。それで、この臨時的雇用職員に関する規程に基づいて、こういう処置をされたんだと思うんですが、それが適応されるのは、雇用期間が6カ月以内のもので、今回、労働条件を変更された臨時的職員は、6カ月ごとの雇入れのそういう契約であります。勤続12年でありますので、その専門家の見解によりますと、

この本規程は該当しないというのがこの労働問題の専門家の見解であります。したがって、6カ月ごとに契約を更新しているから連続して雇用していないという見解は誤りというふうに私は解釈をしております。

したがって、6カ月以上勤務している臨時的雇用職員に本規程を適応することは、労働法の上位法から見ても、適切でないというのは労働問題の専門家の見解であります。

このことから、12年も勤務している臨時的雇用職員の労働条件を、一方的にかつ急に変更することはできないと解しますが、見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） お世話になっております臨時職員さんは、確かに長く勤務をいただいている方でもありますし、従前から月に大体14日ぐらいの日数でお世話になってきたという経過があるようでございます。

そんな中で、今回、労働条件の一部を変更をお願いをするということでお話をさせていただいた上で、条件の変更につきまして、ご理解をいただいた上での判断というふうに受け止めているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） ただいまの答弁にあります総務課長の答弁であります。労働問題の専門的な知識と労働六法全てご承知の上で今の答弁をされているのか再度お聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 隅々まで法令等に照らし合わせて判断をしたかといいますと、全てではございません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） そういうことでしたら、やはり調査、研究をちゃんとやって、やっていただきたいというふうに要望しておきます。

それで、町長にお聞きしますが、臨時的雇用職員の雇用と労働条件等につきまして、労働問題の専門家である弁護士または社会保険労務士に調査等を依頼される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この事案についてはありません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、6日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 東 まさ子

〃 署名議員 森田幸子